

平成28年山形村議会第3回定例会

議事日程（第2号）

平成28年9月8日（木曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百瀬 久 君	副 村 長 中村俊春 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 小林好子 君
総 務 課 長 住吉 誠 君	税 務 課 長 篠原雅彦 君
住 民 課 長 塩原美智代 君	保 健 福 祉 堤 岳志 君 課 長
子 育 て 百瀬尚代 君 支 援 課 長	保 育 園 長 宮澤寛徳 君
産 業 振 興 赤羽孝之 君 課 長	建 設 水 道 旗町通憲 君 課 長

教育次長 上條憲治 君

総務課 宮越卓也 君
財政係長

事務局職員出席者

事務局長 百瀬 清 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。傍聴規則により、撮影・録音等をすることは禁止されております。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可してあります。

出席要求者から欠席届が出ております。笹野初雄代表監査委員は、私用のため、欠席です。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番・大池俊子議員、2番・上条浩堂議員を指名します。

◎一般質問

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いします。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位1番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「『第5次総合計画』後期基本計画策定に向けて」について質問してください。

大月民夫議員。

（8番 大月民夫君 登壇）

○8番（大月民夫君） 議席ナンバー8番、大月民夫です。改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

今定例会の一般質問は、本日と明日の2日間、行財政全般にわたりまして、10名の議員が村民意向を代弁しながら、19項目の質問を執行機関にさせていただきます。

一昨年、山形村議会全員で議会改革のご教示を賜りました、山梨学院大学の江藤教授が月刊誌の「地方議会人」に投稿されておられました内容を、冒頭に引用をさせていただきます。

過去の中央集権による行政主導の地域経営から、地方分権改革により、地域経営の自由度が非常に高まる時代に大きく変貌してまいりました。

要約しますと、どこの市町村も横並びの同じことをやっていたらよかった時代は収束し、今は地域の特性を生かした、オリジナリティな行政運営をしないと取り残されますよという提言と、私は解釈をいたしました。

さらに、そんな状況の中で、議会は今まで以上に監視や政策提言の役割を果たさなければならないことを指摘し、研修の頻度を上げ、委員会の充実や専門的知見の活用

などにより、議会の監視、政策提言機能の強化を図る責務が課せられたことをもっと自覚しなければいけないと述べております。その実践のポイントは、住民との連携により、議会力アップが図れるか否かであると断じておられました。

そんな叱咤激励の思いと責務をかみしめながら、各議員、一般質問に臨ませていただきます。

それでは「第5次総合計画」基本計画策定に向けての項目で、トップバッターを務めさせていただきます。

平成25年にスタートを切りました「第5次山形村総合計画」は、4年目もはや中盤に入りました。来年度は前期基本計画の最終年度にあたります。同時に後期基本計画の策定作業着手の年でもあります。

少し気早い感もありますが、前期基本計画の進捗を総括しながら、村民ニーズを盛りだくさん取り込んだ後期基本計画策定を目指した議論をさせていただければと思っております。

最初に、後期基本計画策定に向けた総合計画審議会設置の目標時期はいつぐらいの予定でしょうか。お聞かせを願います。

次に、審議会の委員構成の考え方について、特に構想をお持ちでしたら、お聞かせください。

続いて、成果指標、俗にベンチマークですが、村民の満足度を掲げた事項が何点かありますが、後期基本計画策定に向けて、前期の達成状況のチェックは欠かせないと思われま。村民の満足度をお伺いする意向調査を行う場合の実施時期と手法をお伺いします。

次に、後期基本計画策定に向けて、村民ニーズ掌握のパブリックコメント実施の予定へのお考えをお示し願います。

続いて、前期基本計画に基づく行政運営の中で、現時点で村長が特筆すべきと思われる評価事項、並びに課題事項とすべき事項がございましたら、代表的な内容に絞り込んでも構いませんが、お聞かせをください。

最後に、平成25年4月は第5次総合計画推進がスタートの年でもありましたが、百瀬村政のスタートの年でもありました。あれから4年有余の歳月経過で、百瀬村政は本年が任期の最終年度となりました。前期基本計画の仕上げの年でもあり、並びに後期基本計画策定の年でもあります新年度・平成29年度に向けた村長の行政運営への情熱と意欲の一端をお聞かせ願えれば、お願いをしたいと思います。

以上、通告に基づく質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） おはようございます。一般質問を受けるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

夏の酷暑が稲穂の成長を早め、稲刈りの季節になりました。本当に農作物の成長と同じ以上に、農家も庁舎も忙しい時間が過ぎていきます。

いろいろな業界や企業、団体も下期に入り、28年度事業が加速する時期であります。先日、安倍首相も参議院選の成果を踏まえ、アベノミクスは経済で成果を出すと書いていました。一般市民への消費意欲の向上、景気の拡大が求められるときです。

また、今日からリオ・パラリンピックが始まります。日本勢の活躍を期待するところでございます。

そのような中、世の中の行政機関は、9月議会定例会のシーズンであります。山形村のさらなる発展を願い、明るく元気な村づくりのために、本日の議員の皆様のご一般質問を受けたいと思います。よろしくごお願い申し上げます。

それでは、質問順位1番、大月民夫議員の質問事項1「『第5次総合計画』後期基本計画策定に向けて」のご質問の答えをいたします。なお、大月議員の質問の答弁は、大変長い状態になっておりますので、記録をお願い申し上げます。

まず、1番目の質問の「総合計画審議会設置の目標時期」についてであります。審議会の設置は平成29年度に入って、速やかに設置するように準備することとしております。

次に、2番目の質問の「審議会の委員構成の考え方」についてであります。山形村総合計画審議会設置条例の第3条「組織」の規定に基づき、学識経験を有する者、公募による者、関係行政機関及び団体の代表者、村長が必要と認める者から、委員25人以内で組織する予定です。

次に3番目のご質問の「成果指標（ベンチマーク）による村民の意向調査の実施時期と手法」についてであります。何らかの形で満足度の調査を実施しなければならないと思っております。

アンケートが妥当だと考えています。

実施時期は平成29年度に、手法は過去に実施した方法等を参考に決めたいと思

ます。

次に、4番目の質問の「村民ニーズ把握のパブリックコメント実施の予定」についてでございますが、パブリックコメントは村民ニーズ掌握の一方法と考えています。

これまでも何度か行ったことがあります。認知度が低く、意見をいただけない場合もありました。地域のニーズを吸い上げられるよう、手法の工夫をしたいと思っております。

次に、5番目の質問の「特筆すべき評価事項、課題事項の内容」についてでございますが、村の行政運営の基本は総合計画にあります。

行政を継続発展するために、私の施政方針として最重要視してきた内容でございます。その6分野の評価の内容と課題を申し上げます。

1「健康で安心して暮らせるやまがた」では、県のACEプロジェクト活動を受け、平均寿命から健康寿命延伸の村づくりに取り組みを推進してきました。

重要性を明確にするために、オープニングには阿部知事と森貫主の健康会談を行い、事業の位置づけを明確にしました。これにより、社会が関心を寄せ、2025年の高齢化社会に対するスタートができたことは、よいことと思っております。

これは次期への課題ですが、ウォーキングコースの設定と第1回山形村ウォーキング大会等を今年実施し、この運動を継続することが、これからは大事な課題と思っております。

さらに重要なことは運動の見える化です。運動をすることに達成感を感じ、目標を設定し、クリアするためには、自他ともに運動量の成果が見えるようにすることが大事です。あわせて、健康診断、食生活の改善は、今までと同様に進めていきます。その他、高齢者福祉についても充実をしていきたいと思っております。

子ども・子育て支援では、子育て支援センターすくすくの建設、ふれあい児童館の第2児童クラブの増設をして、ハード面の対応はできました。子育て支援は利用者大変評価されている事業です。しかし人口減少に対しては、若者の子育て支援を強化するためには、さらに内容の充実が必要と考えております。

これも次期への課題でございますが、トレセンに通う放課後児童や図書館の利用率の向上に対応するため、子どもの居場所についての検討が求められています。それらの対策として、ふるさと伝承館との併用施設の建設も考えております。

2番目「快適で安全な住みやすいやまがた」では、防災・減災対策で、防災行政無線の導入が図れたことはよかったことです。課題は、YCSと個別受信機のバージョ

ンアップと維持更新の取り組みがあります。

また、松塩筑広域施設の有効的活用と、村民の希望でありましたゴミ袋の単価の引き下げ、30－10運動による生ごみの減少には効果が見られ、施設の使用料が減少していることはよい取り組みでした。

上・下水道事業では、水道料金の値下げを検討してきました。次期への課題は施設の維持更新であります。

3番目「豊かで活力と交流に満ちたやまがた」では、基幹産業である農業振興に農家の皆様の期待に応えられるようになりましたことはよいことと思っています。まず山形村の特産の長芋の網室の更新には、県の助成を受け、JA本部と下竹田地区の網室に助成をしました。今年は、上大池、中大池、小坂の網室にも継続助成を要望しています。

また、多面的支払交付金制度を全村に導入するように取り組んでいます。これにより維持管理費は村負担が減少し、大きな効果です。さらに、東原・大池原の県営畑地帯総合土地改良事業では、TPPによる国の助成を受け、実質的な着手となりました。課題は、地権者の同意をいただき、今年度の補正予算をつけて工事に入るよう、県との連携を図ることです。

次に観光ですが、これは私のサブ方針として、健康と観光を受けて、小樽市の小林ふれあい観光大使が山形村へ来村され、地域間交流いきいきシンポジウムが開始しました。安曇野市、河津町、小樽市、北九州市と発展しました地域間交流は、山形村を村外に向かって発信し、PRできたことはよいことでした。ここに京都清水寺・森貫主さんからも応援をいただき、山形村清水寺の知名度を上げていただいたこともよいことです。課題は、観光協会を含めさらに各地と地域間交流の継続、発展させることでもあります。

商工業の発展は、商工会を中心としたふるさとプロデューサー事業が特産長芋の料理レシピ野開発から、長芋御膳の製造、銀座NAGANOでの長芋料理の発表会等、今までにない活動ができたことです。

この課題は、今年の2年目以降、山形村の長芋料理事業の展開であります。これは長芋料理研究会が立ち上がってきましたので、今年から取り組みますビューティー&ヘルシー事業の長芋と、アマニの健康食品事業等の開発に合わせて、発展をを期待をしています。夢のある事業の実施・継続が課題であります。

4番目「次代を担う人と文化をはぐくむやまがた」では、山形小学校のコミュニテ

ィスクールが始まりました。これは長野県のモデル校になっていますので、これからの課題は推進内容の充実であります。

また、スポーツと文化では、長野県代表となり、全国大会に出場する子どもたちが増えています。全国大会は日本一に一番近いところですので、私としては期待をし、応援をしています。課題は、何でも積極的に取り組み、結果が日本一でなくても、取り組む気持ちと姿勢の日本一を育てていきたいと思っております。

最も大事な課題は伝承館であります。就業当時、小林議員より意思を確認されました。建設の意思ありとお答えし、教育委員会へ伝承館の構想を諮問し、伝承館建設検討委員会より答申案をいただきました。しかし、実現に至っていません。

理由は財政上の問題です。1つは、単独建設には国の助成がないことです。2つ目は、当面の緊急課題が防災行政無線の導入、突然の雨氷災害、有害鳥獣防止柵建設、清水寺の山門、本堂の屋根の改修等の大型投資が上がってきましたので、伝承館の建設検討委員会の設置を指示していません。

その他、他の施設との併設の意見もいただいておりますので、内容によっては建設用地の関係も問題となっております。次期の課題として、具体的な建設への取り組みをすべきと思っております。

5番目「さらなる発展の基盤がそろったやまがた」では、遊休荒廃農地の対策を求められていますが、山形村の場合、幸いに山沿いの耕作の生産性の低い田畑があるだけで、大きな面積を集合して対策を立てる広さがありません。しかし、行政としては、現地調査をして、効率的に耕作ができない田畑や鳥獣被害に遭う田畑についての対策を検討しています。その1つに、アマニの栽培ができないかという研究に入っております。現在、進行中であります。

次に、宅地造成計画は村としてはありませんが、民間の業者が積極的に建設をしています。白地としての地域に、民間主体で進めていただいておりますが、課題としては、住宅内の団地に密接した農地での耕作は、住民生活環境、農業環境のバランスを考えていく必要があります。また、企業誘致につきましては、業務系利用が残っています。企業誘致は積極的に進めていくことが必要と考えています。

続いて、情報化につきましては、庁舎のパソコンにウイルスが感染したことを経験に、ウイルス対策の強化を図っています。政府主導のマイナンバー制の導入についても実施してきました。その結果、コンビニ交付の推進は前進と思います。まだ全村に浸透していませんが、順次対応していきたいと思っております。

続きまして、道路については役場西8号線の橋と道路の新設は、地域の皆様に喜ばれています。このように成果を住民に皆様に評価していただけることはよいことと思います。土木費の関係は、年間予算で約1.5億円を活用して、住民の地域づくりから上がってくる要望に応えています。

地域づくりでは、住民の要望をできるものから実施していますが、今後、課題として過去からの継続案件と新規案件と合わせ、各地区とも相当の件数が残っていますので、いかに地域の要望に対応していくことかであります。また、時間がかかりますが、3県道地域要望の県への早期実現を粘り強く交渉を続けていくことかであります。

6番目「みんなでつくる自立したやまがた」では、26年度に第3次男女共同参画計画について立案し、活動をしています。活動の基本は、人権尊重が大きな要素ですが、男女はともに活躍できる環境は、でき上がっていると思いますが、そこに携わる人々が、また家庭においても職場においても、理解不足のように思います。

女性が活躍するためには、男性の理解が必要といわれています。先日、中島副知事を招いて、元気な山形村の女性のリーダーと話し合いをしていただきました。中島副知事は、女性の活躍を期待して、長野県輝く女性支援施策を出しています。その中で働く女性応援プロジェクト、ながの農業女子ホームページサイトで、女性がいきいきとして働く環境の醸成を応援しています。

その中でも、男性の理解が必要といわれていました。その理解を示す1つの方法として、長野県イクボス・あったカボスの創出プロジェクトの案内がありました。目的は、管理職が職員や部下の仕事と子育て・介護の両立を支援をすることを宣言して、生産性の向上、温かい職場づくりを推進するものです。これは、推進するために実行委員会を組織して、今、推進をしていこうと思っています。

村民参加のコミュニティづくりは、公民館を中心とした地域の皆さんの絆づくりであります。朝のラジオ体操会、南こうせつとウーハンさんの思い出のコンサート、京都清水寺・森貫主と上條清文さんとのふるさと講演会等の活動はよい活動でした。

さらに来場者が多く、警備対策を強化しました山形じゃんずら夏祭り、村民運動会、道祖神と新そばまつりは、山形村の文化であり、継続する地域の絆づくり事業と考えています。山形村の日本一明るく元気な村づくりのバロメーターであります。継続・発展させることが課題であります。

これに加えて取り組む課題は、今年、地震総合防災訓練で連絡班未加入世帯も一緒に安否確認を実施したことは画期的なことでしたので、これを機会に、防災の観点か

ら全住民の絆をつなげていくことを思っています。

以上、代表的な実施項目と課題を申し上げました。

次に6番目のご質問の「前期基本計画の仕上げ、後期基本計画策定に向けた行政運営」についてであります。まだ前期が終わっていませんので、全体の評価はできていませんが、就任以来、日本一明るく元気な村づくりをスローガンとして実施してきました。それをフォローするように、健康と観光の私の方針を加えて、進めてまいりました。

行政運営は総合計画を受け、過去からの継続を含め実施計画、年度計画とつながっていますが、健康と観光につきましては、総合計画にない方針でありましたので、当年度計画の中で実施をしてきました。京都清水寺の森貫主、小樽の小林英夫ふれあい観光大使等、外部からの応援で、山形村の元気な話題を発信できたことはよかったことと評価をしております。

さらに元気な山形村は、庁舎が元気なこと、区が元気なこと、そして村が元気なこととしてやってまいりました。庁舎も新人を加え、明るくなってきました。業務効率では、業績評価制度が動き始めました。上司・部下の目標管理が見えるようになりましたので、プラス思考でやる気の出る運営を考えています。そして、ここで平均年齢がぐっと若返りますので、若い力で明るく元気な庁舎づくりをしていきます。

区も、村民運動会では、中大池、下大池と小さな区が優勝をしております。他の地域に元気も出てきたと思っております。他の地域の絆づくりに取り組んでいますので、協力して区を元気に盛り上げて、あわせて村全体が元気になるように、新年度には元気な施策に取り組んでいく覚悟であります。

私は、第5次総合計画の作成にかかわっていませんでしたので、後期計画には今年3月作成しました地方創生・総合戦略の内容や第3次山形村環境基本計画等を精査して、充実した計画にしたいと思っておりますので、新たにご意見をします山形村総合審議会委員の皆様によろしくお願いをします。

前期計画時に村民の求める姿の中で、期待されていた不満度の項目について申し上げます。

1番目の路線バスの状況については、公的交通機関という位置づけから、今後も継続運営を前提に、村よりワンコイン（500円）以上の助成政策を実施しました。また、西武コミュニティバスや福祉バスは、路線の見直しや停留所の変更をして、改善をしてきました。この結果を確認し、後期に施策を検討していきます。

2番目の村内業者に携わる雇用対策につきましては、4年間、リフォーム事業の継続をして、住民の住環境の整備を行いました。また、農業者へ新規担い手事業、新規就農者、農業振興には、T P Pの予算の獲得に霞が関まで陳情に行って、予算づけを要望してきました。

また、企業誘致に小売業者店舗や食品製造業者の出店、飲食業、自動車関連会社の立地等の事業拡大により、村内での雇用の確保が進んでいます。

今後は、農業年齢の若返りによる農業人口の減少の食い止め、ビューティー&ヘルシー事業のような健康食材の生産、高齢者福祉の介護要員の確保、新規企業・事業の引き込み、また商工業への支援等の検討をしていきます。

3番目の新エネルギーは、太陽光発電を推奨し、助成をして、国に貢献してきました。今後は、新技術・新事業の世の中の流れを見て、検討をしていく課題です。

以上、世の中の政治・経済が、国際化も含めて大きく変わってきています。古きよさを残し、新しい流れを取り入れて、世の中に遅れないようにかじ取りをしていきたいと思っています。

以上、大変長くなりましたが、第1回の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 大変細部にわたるていねいな答弁をいただきまして、ありがとうございました。ただ、私の持ち時間が半分経過してしまいまして、あと、急ピッチでやりますので、答弁の方もできるだけ簡略してお願いをしたいと思います。

再質問ですけれども、最初に第5次総合計画の後期の計画に関しての手順のみたいなものを少し、再度お聞きしまして、後半に今、村長が述べられました現状分析、今後の展望について触れさせていただく、そんな手順で再質問させていただきます。

まず、審議会のスタートの件ですけれども、一応、29年度に入って速やかにというようにお話でございました。

第5次総合計画をつくられたときは、もちろん基本構想も含めたという形で、かなりボリュームのあるという内容からですが、前回は23年9月から審議会をスタートして、約1年7カ月かけて、村民アンケートなんかを実施しながら、審議会は、あと10回ぐらいあったかなと思いますけれども、そういう議論を重ねて、答申にこぎ着けたという経緯がございます。

今回、構想はできておりますから、基本計画という形になるのですが、1つ、前と違うのは、地方自治法の96条の件で、議会の議決権の件ですけれども、過去は議会

の議決権は総合計画の基本構想のみだったのです。ただ、前回、これを改定させていただきまして、基本計画も議会の議決権があるという形になったものですから、要は十分な議論をするにあたって、後半、駆け足になってしまう、そんな嫌いをうんと心配いたします。

そんなことで、29年度の4月ぐらいのスタート、それは結構だと思いますけれども、だいたいの構造というのですか、終わりをこの辺に持って行って、議会の議決かという、そういう終わりの日程というのは決まってしまうと思うのですが、それに伴って、どういう手順で進めていく、それを最初にきちんと決めていただくことを、まあ要望なのですけれども、この辺を答弁いただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 答弁願います。住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） では、第2回のご質問でございますけれども、ご存じのように、現在の村長の任期が来年の3月16日ということでございまして、選挙管理委員会の方で村長選挙が2月19日の日曜日ということで決定されました。

平成29年度の当初予算ですけれども、村としては村長が変わるというようなことでありまして、骨格予算で組まざるを得ないというような状況がありますので、その予算編成にかかわる中でも、やはりいろいろ主要な政策等については、次の村長がしっかり決まってから、ある程度、すり合わせの中でやっていかなければいけないというのが大前提でございまして、村としては4月に入りましたら早々に調整した中で、この審議会等を設置した中で、審議会等を何回開催できるかわかりませんが、その中で12月の定例会の際には、議会の方に骨格というか、そこら辺をお示しした中で、あとまた村民の意見を聞くとか、そこら辺も順次進めて行って、最終的には29年度の3月には、しっかりしたもので決定したいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 事情もわかりますので、その件は結構でございます。

あと、審議委員の構成についてですけれども、先ほど村長答弁で、設置条例なども触れさせていただきまして、内容はわかりました。一応、25名以内で組織するという規定が設けられているのは承知しております。ただし、構成内容についての規定はまったく設けられていないと思います。

ちなみに、前回の第5次総合計画のときの委員の内訳を申し上げますけれども、公

募による委員が3名、学識経験を有する委員が8名、残りが関係行政機関及び団体の代表者が13名、合計24名でしたかね、そんな構成でやらせていただきました。特に重要視したいのは、やはり意欲的なのというのですか、公募委員の方というのは、できれば、もう少しウエートが多いほうがいいのかと思います。

それでお聞きしたいのは、前回の時に公募委員の公募の状況はどうだったのかという点と、今回はもし4月、新年度からスタートすることは異存はないのですが、公募委員だけはまだもっと早くからやるべきではないかという思いもありますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 公募の委員が何人かということは、恐らく3名ということ、3名の方以上は来たと思うのですけれども、何人ということは承知しております。

それから、先ほど申しましたけれども、今の村長の任期が3月16日までということで、新しい村長が決まった中で、その村長の意向等も非常に重要なウエートが占められると思いますので、調整した中で、公募委員については、新年度になって速やかに公募させていただきたいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 極力速やかにという要望をしておきます。

それとベンチマークの件で、村民の満足度の件ですけれども、何らかの形でこの結果というのですか、状況把握はするということなのですから、一応アンケート方式という形になるかと思いますが、前回、村民のアンケートをとったとき、たしか前回は、アンケートの総数は2,300通出しました。これは第5次のスタートということもあったと思うのですけれども、回収率が44.9%。1,032通の回収という、そんなことが礎であるわけですから。

やはりこれ、村民の意向を把握するという意味では、29年度のあまり後半ではなくて、できたら早期にアンケートをとって、その結果を審議会に生かす。それがうんと大事なと思うのですが、要するに、村民の満足度の状況把握はいつぐらいという、そんな構想をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 時期については、はっきり申し上げられないわけですから

ども、今、村全体というか、行政全体の中で、どうしても企画部門とかそこら辺が、非常に全国的ないろいろな国の政策等の中で、やはり小さな市町村においても、企画部門はある程度強化しなければいけないということでありませけれども、新村長とまたそこら辺の人事の関係等も含めて、相談した中で企画部門をある程度強化、人員増等を考えた中で、ある程度職員も付けた中で、実際にこの後期の計画についても、速やかに進めていきたいというようなことで考えております。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 村民アンケートという意味で先に取り上げたのは、やはりパブリックコメントなのです。村民ニーズを把握するという意味で、前回のようにでき上がった原案を公表して、それを見ていただいて意見を寄せていただく。確かにこれがパブリックコメントの正論といえば正論かもしれないのですが、なかなか意見が出づらいというのですかね。そんな嫌いがあります。

たしか私の記憶では、前回、村民に公表して、パブリックコメントの締め切りまで1カ月なかったですね。3週間くらいだったような気がします。ほとんどなかったのではないかなと思っています。

できれば、私の案としたら、今、村民満足度の意向調査のアンケートは、来年度早めにやっていただきたいのですが、そこに、やはり住民ニーズの記入欄をふんだんに盛り込んでいただいて、できればそこにいろいろな思いを村民の皆さんに書き込んでいただく。その書き込んだものを審議委員会ですべてもれなくチェックしながら、見て、中にはそれを取り込めるようなものがあるかどうかは別にして、そういったような手順を踏めば、そういうことをしますよということを最初から言うておけば、村民ももしかしたらいろいろな思い、いい、悪いを別にして、いろいろな意見が掌握できるのではないかと思うのですが、そんな手順はいかがでしょう。

ただ、最後のパブリックコメント、やらなくていいという意味ではない、それはやってもいいのですけれども、実際の村民の意見を吸い上げるという意味では、早目にそういうことを出していただくのが私はいいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 村でもいろいろなことで、住民の皆様のご意見等、アンケート等をやっているわけですが、その中で結構反省点もあると思います。その中でやはり違う市町村でやっていることで、非常に有効なものについては、そこら辺

を取り入れた中で、少しでも多くの村民の方、住民の方のご意見が取り入れられるような格好で、本当に29年度になったら速やかにその辺も進めさせていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） また、基本構想策定にあたっては、折々につけ、またいろいろとお話をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは、村長の先ほどのこれまでの経緯というのですか、進捗とかその辺のお話また課題事項も含めて、いろいろとお話いただいたのですが、その件に移らせていただきます。

本村の特性や課題を総合的に勘案して、目指すべき将来像と施政方針を示した、俗に基本構想ですけれども、その6分野におけますそれぞれの実践結果並びに課題事項、検討事項を細部にわたって答弁いただきました。

お聞きしておりまして、ウォーキング大会の開催構想の件、それからYCS告知放送の受信機バージョンアップの件、長芋とアマニの健康食品開発の件などなど、もう少し時間があれば、詳細を再度お聞きしたい事項は盛りだくさんあるのですが、時間の制約もございますので、いま一度詳細をお伺いしたい事項としまして、子育て支援策の今後の目標の中で、放課後児童や図書館の利用率向上の対応を含める形での複合施設として、ふるさと伝承館の施設更新を目指して、そういう注目すべき構想が述べられたと思います。

今後の後期基本計画の中核を成す事業構想とも言えそうですので、国からの支援をどんな形で取り込むことが可能になるのかも含め、もう少し、現時点で公表できる踏み込んだ形での概要説明をお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長、答弁願います。

○村長（百瀬 久君） 根底にあるのは、ふるさと伝承館を建て直さなければいけないという、そういうものがまずあるわけでございますけれども、先ほどお答えしたように、ふるさと伝承館を今の跡地に建てかえるという単独の構想だけでは、なかなか財政面での問題があるということがございまして、できましたら有利な起債、それから有利な助成をいただいて、建てていきたいというのが私の思いでありますけれども。

ただ、ああいう建物を建てますと、どうしても管理をするということがついてきます。従いまして、現在のふるさと伝承館のような建物だけ建て、そのまま置いてお

くということは、とても不経済ということは、目に見えてわかっていることなものですから、できましたら常時、人に利用していただいて、いつもそばに見ていただけるような伝承館につなげていけたらなあという思いもあります。

いったんこの間、出していただきました答申案の中では、理想的な伝承館はこういう形ですよという形でありますけれども、それにプラスアルファとして、今、住民の皆さんたちが要望されています内容は、幾つもあるわけでございます。

例えばということで、図書館も非常に今利用されている人たちの姿とか、それからこれから蔵書が増えてくるとか、活用状況が増えるだとか、それからまたトレセンの放課後児童の皆さんたちが、トレセンで一生懸命勉強しているとか、ああいうような姿を見ていきましたときに、全体的に見た子どもが集う伝承館とか、さらには年配者の皆様たちの意見がまた出されております。心の健康という中でシニアの皆様たちが集まる場所がないから、そういうところを何かしてくれないかというような要望もあったり、そういうものも加えた形で、子どもからお年寄りから、人が集まるような形で持っていけるような施設というのが、これは1つの構想でありまして。でも、そういうものを検討していただける検討委員会をつくって、そこでいい形を決めていただき、また、予算を決めて提出するという形になろうかと思うのですけれども、これは山形村としての大きな骨子だというように思っておりますので、次期への課題ではないかとお答えしました。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ふるさと伝承館につきましては、本当に多くの村民の皆さんがいろいろな意味で心配しております。そういった意味で、ある意味で、もちろん決定ではないのですが、少し光明が見えたかなという、そんな感じもいたしますものから、できるだけ慎重に、なおかつ速やかに、今後の進捗に期待をしております。

時間もあれですので、新年度に向けた村長の行政運営の情熱と意欲をお伺いいたしましたが、残任まだ半年の村政の舵取り中ということもあるのですが、明快な続投宣言までには至りませんでした。そうはいいいましても、村長の熱い思いというのですか、熱いメッセージを聞かせていただいたというふうに判断させていただきます。

最後に、私個人的な見解に基づく、偉そうなことは言えないですが、ご提言を若干だけ申し上げさせていただきます。後ほど、総括的な所見をいま一度、村長からお聞きさせていただきます。この質問は締めさせていただきます。と思っておりますので、

よろしく申し上げます。

百瀬村長は就任早々、キャッチフレーズとして「日本一明るく元気な村づくり」を掲げられ、一貫してぶれることなく、そのフレーズを原点として、すべての行政運営を行ってこられたと思っています。

「日本一明るく元気な村づくり」を目指すことには、多くの異論はないと思われませんが、ただ、格差社会が残念ながらますます拡大する社会情勢の中では、本村においても、救済を求める新たな声が発生する可能性は、常に視野に置いておく必要性を強く感じております。

またその声をキャッチしたときには、村長が筆頭になって、的確、敏速に関係部署の連携に基づきながら、万全確実に対応することを示すことで、安心感をすべての村民に持っていただく、そのことが「日本一明るく元気な村づくり」を掲げることができる絶対条件だと私は思っています。

国民の生存権を想定した憲法25条で「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、国の責任を明記していることは、誰しも知るところです。しかし近年、社会保障負担が国から地方に、徐々にではありますが、移管されつつある現実には、不安感が強まってまいりました。

国政選挙が終了すると、待ってましたといわんばかりに出される法案が、幾つか報道され始めました。まずは高齢者75歳以上の皆さんの医療費窓口負担が、現状の1割から2割へ倍増案。また、介護保険では要介護1と2の一部支援事業を保険給付対象から外して、自治体任せへの移管案。ほかにも幾つか報道されておりますが、村当局には今後の動向に十分注視していただきまして、特に申し上げたいのは、体調が思わしくないのに、経済的理由に受診を抑制してしまう。そんなことが絶対起きないように、関係部署に、機関に、細心の配慮をお願いしておきたいと思っております。

締めくくりに申し上げさせていただきます。選挙は、首長選挙も議員選挙も同様であります。4年に1度、山形村の行政運営の現状を見つめ直し、時代の潮流に即した行政指針の手法を選定できる大変貴重な機会と捉えるべきであろうと思っております。従いまして、より多くの村民が関わって、自由闊達に意見をぶつけ合う。そんな機会に発展することが望ましいと思っております。

村長には、現状の行政運営を確実に遂行しながらにはなりますが、将来に向けた村づくりの構想もぜひ機会を捉えて、広く公表願ひ、それに基づく村民議論が活性化することを期待をしたいと思っております。

ご提言を兼ねながらいろいろ申し上げたのですが、どの切り口でも構いません。村長の所見を手短にお聞かせいただいで、終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 安心安全な村づくりのために、救済を述べた村民にはすぐ対応しろというようなことは、これは基本でございます。確かに国の方の行政がどんどんと高齢化世帯に向かっていろいろな要望をされていることも事実でございますが、そういうものも踏まえまして、とにかく今期のまとめにつきましてと、またこれからの新しい方針につきましては、12月のときにきちんと説明する予定でおりますけれども、とにかく今言われましたとおり、安心安全な村づくりのために手を挙げた、救済を求める住民に対する対応については、いの一歩に進めることは最優先をしていきたいとお答えをしまして、まとめといたします。よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） それでは次に、質問事項2「公共施設等総合管理計画策定の進捗状況について」を質問してください。大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） それでは、公共施設総合管理計画策定の進捗状況につきましての質問に入らせていただきます。

村管理の公共施設につきまして、長期的な維持管理などの見通しを示す公共施設等総合管理計画は、現状の実施計画推進に大きな影響力が生ずるものと注視をしております。

そこで策定業務の進捗状況をお伺いし、結果をどのように実施計画に反映していかれるのか、伺いたいと思います。

最初に策定業務委託の進捗状況を、答申時期も踏まえて、お伺いをしたいと思います。

次に、現状の公共施設の中で耐震化を要する施設はどの程度あるかお聞かせください。

続きまして、防災行政無線の整備計画の見直しにより、現状維持となりました有線による告知放送システムは、管理計画検討事項に盛り込まれておられるか、念のためお伺いをします。

最後に策定計画の内容をお聞かせください。例えば、修繕の場合は実施予定時期や関連予算見込み等、明確に示されるのか、お伺いをしたいと思います。あわせて結果を実施計画をどのように反映されるかもお聞かせください。

以上、通告に基づく質問をいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、質問事項 2 番目の質問にお答えします。

まず、1 番目のご質問の策定業務委託の進捗状況についてであります。計画策定作業は業者へ委託しており、平成 28 年度中の完了で進めています。

現在、村の将来人口や財政状況等の社会的状況調査、公共施設等の現状及び将来の見通しについて、調査・整理中であります。

今後、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針案の作成に入る予定です。

次に、2 番目のご質問の公共施設の中で耐震化を要する施設についてであります。昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築したものが該当します。耐震補強が済んでいます小学校及びトレーニングセンターは除かれます。現在では、ふるさと伝承館関係で 3 棟、清水高原テニス管理棟、小坂本殿の寄贈倉庫、福祉の家 4 施設の 6 棟となっております。

次に、3 番目のご質問についてであります。今回の管理計画にかかわる対象施設は、建物の公共施設と道路、橋梁、上下水道などのインフラ試算であります。

有線告知放送システムは、有形固定資産ではありますが、機械・装置に分類されるため、公共施設管理計画の対象外となっております。

しかし、有線告知放送システムの更新は、防災行政無線整備に合わせて計画されたものでありますから、実施計画に盛り込んで、平成 29 年度から事業を具体化するものとしています。

次に、4 番目の質問についてであります。公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めます。

具体的には、公共施設等の現状と将来の見通しや、統合・更新・長寿命化等に関する考え方などを盛り込む内容となっております。

稼働率が低い施設を他の施設と集約して、新たに複合施設を建設したり、建物を取り壊す経費へ起債を充てられることになっていきます。

以上、早口に申し上げました。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○ 8 番（大月民夫君） 何点かお聞きしたかったのですが、ちょっと絞り込みます。

まず、この計画、業者に委託なのですが、業者というのは何かの団体なのか。個人的なのか。その辺をもうちょっと詳しくお聞かせいただけますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今回、この計画を委託してある業者は、民間の企業でございます。その企業につきましては、村の今まで財産関係の調査をすべてやってきていただいたということで、データを持っている会社でございます。非常に村の公共施設等をよく熟知しているということで、お願いすることになりました。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○ 8 番（大月民夫君） その答申内容というのは、かなり踏み込んだ、例えば山形の場合は、築二十数年という建物はかなり多いですね、目白押しですね。この建物はこういう補修をすれば、これだけ長寿命化ができる。附属のかなり金額の高い設備品なんかもありますよね。こういったものをあとこのくらいだとか、そういう細かいのも答申で上がってくるのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） あくまで今回のこの計画につきましては、現在の公共施設の現況とか、あと将来の見通しについて、まったく公共施設の総合的とか計画的に、今後どうやって管理するかという基本的な計画を立てるのでございまして、あと、ではそれぞれの施設をどうやって長寿命化するかというのは、また、これは次のステップで考えるということでありまして、その長寿命化計画の中を、実際に実施計画の中でどう持ってくるかというような流れになるかと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○ 8 番（大月民夫君） わかりました。耐震化について、村長、ちょっと触れられたものですから、この件だけ少し申し上げたいというか。要望というか、しておきたいのですが。

耐震化につきましては、総合管理計画の質問から少し逸脱するかもしれないのですが、お許しいただきたいのですが、先般の新聞報道で、熊本地震の現時点での建物の倒壊状況の分析結果というのが報じられておりました。内容は、村長が若干触れたのですが、建築基準法が見直されました昭和 56 年を分岐点に、見直し前に建築

された建物と、見直し後に建てられた建物の倒壊率の比較の集計結果でありました。それによりますと、旧基準の建物の倒壊率は32.1%。それに対して、昭和56年以降に建てた建物が7.7%であったようです。熊本地震の揺れ方は尋常でなかったもので、あれですけれども、これだけ差がありますよということ。

政府としたら、2020年までですか、旧基準で建てられた建物をメインに、耐震化率95%を達成ということで、耐震補強工事補助金を大幅に増額するということがついこの間、決まったみたいです。本年度の第2次補正予算に盛り込むことが決定したという新聞報道でした。

ただ、その報道の末尾にこんな内容が書いてあったのですが、補助金交付事業というのは各市町村と国がタイアップして行う事業であることから、積極的に取り込む市町村だけに充当していくと書いてあるのです。要するに、何もいわないと国としては一緒にやらないよということ。かなりこの補助率は相当な高い金額が示されていましたものですから、この辺の状況をもし把握されていたらお聞きしたいですし、もし把握されていないとしたら、今後どんなふうに進めていくかをお聞かせいただきます。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 詳細については把握しておりませんが、先ほど、村長も耐震化が現在、調査の中で必要なものについては、4施設、6棟ということで申し上げましたけれども、その施設を見ると、果たしてこれは耐震化をして、村の予算をそれだけかけていいのか、非常に疑問な施設が残っているというようなことでございますので、今後につきまして、本当に耐震化が必要かどうかを具体的に詰めていかなければいけないかなということ考えています。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 時間も押し迫りましたので、最後の質問にいたします。一応こういった公共事業関係の財源の問題です。

ここで確認をさせていただきたいのは基金の問題です。たしか平成22年ですか。そのときの林業振興基金、それと役場庁舎改修基金。これをとりやめて、その財源をもとにつくってあったのが公共施設整備基金が平成22年から始まって、その後、毎年1億円前後の積立をして、まだ一度も取り崩していない。

今回、承認を、27年度の決算書を見ましたら、27年度の積立が1億9,000万円。約ですけれども、1億9,000万円。現在の基金残額が8億1,400万円ぐらいになっているということなのですが、この基金を、ある意味ではこんな目的でとか、こんな見通

しでとか、具体案のようなものがもし今時点で秘めていましたら、お知らせをいただければと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 具体的には、それぞれまた議会等にご相談した中で、歳入として見込むというような格好になるかと思えますけれども、現在、村も非常に公共施設がこれだけ多くなってきておりまして、本当に20年、30年の施設が大部分でございまして、本当にそれぞれの建物、機械及び装置が更新の時期にきております。それでも更新となると、3,000万円、5,000万円というような、非常に大きな金額がこれからおそらく毎年というくらいに出てくるのではないかということ。

修繕につきましては、国庫補助とか起債のいいメニューがありませんので、ほとんど単独でやらなければいけないというような事態になると思います。

やはりそういうものを今後活用せざるを得ないかなというようなことで、現段階では見ております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月議員に申し上げます。ただいま制限時間の60分を超えましたので、以上で質疑を終了します。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位2番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項1「民有空き地の環境保全は」について質問してください。

三澤一男議員。

（12番 三澤一男君 登壇）

○12番（三澤一男君） 議席番号12番、三澤一男です。本日は大きく2つの質問をさせていただきます。

1番目は、民有空き地の環境保全の質問をさせていただきます。村の環境保全や景観美化、災害防止をする観点から、民有地の管理されていない空き地について質問いたします。

昨年、空家対策特別措置法が施行されましたが、空き地に関しての村の見解をお伺いいたします。

建造物があれば、法の対象になると思いますが、土地は所有しているが、管理されずに、雑草雑木等が生い茂って放置されている状況が見受けられます。近隣の住民は雑草等の敷地内の侵入や拡散、獣等のすみかになる等を心配しています。

そこで質問します。

1. 法の対象になる場合、村は所有者や状況把握をどのようにし、どのような指導を行っているか、お伺いします。

2 番目として、法の対象にならない場合は、所有者の管理に関する条例制定をし、法に準じた対策をとる必要があると思うが、所見をお願いいたします。

以上、通告に基づいた質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬久君 登壇）

○村長（百瀬久君） 2 番目の質問、三澤一男議員の質問事項 1 番「民有空き地の環境保全は」のご質問にお答えします。

まず 1 番目のご質問の、所有者や状況把握をどのようにし、どのような指導を行うかについてであります。今年度中に空き家の現状把握、台帳整備を済ませる予定です。

これまでは法の対象となるような危険な空き家はなかったので、指導を行ったことはありません。

今後、増加が見込まれることを考慮し、空き家等、対策計画の策定をするなど、村としての体制を強化しなければいけないと考えております。

次に 2 番目のご質問の、所有者の管理に関する条例制定についてであります。先進地の事例等を参考にしながら、条例制定についても検討、研究していきたいと思えます。

以上、1 回目の答弁でございます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○1 2 番（三澤一男君） 空き家については、これは随分前から何人か質問されております。昨年 の第 1 回の定例会のときにも、同僚議員から空家対策の推進に関する特措法がされたということで質問されていたときに、村はそのときには動向を見ながらというようなことでもございましたけれども、これはこの特措法ができたときには、もう村はやらなければいけないということで、今も答弁いただきました。

それで村は、私が区分した内容が少しオーバーラップしたかもしれませんが、空き家等とは、その敷地、立木その他の土地に定着するものも含まれているということでございますので、当然、そうした場合に、管理されていない場合には、この特措法に含まれるのではないかというふうに思いますけれども、その辺のところの見解はどのようなようになっておりますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） いろいろな事例があるかと思っておりますけれども、現在、村の方でも、しっかり法律についても、しっかり把握している職員もおりませんので、そこら辺を具体的に、それぞれのケースごとに対応していきたいということでお答え申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） その特措法をつくられたときに、国による空き家に対する施策の基本指針を策定しました。そのときに市町村はどうしたということになりますと、国の基本指針に即した、空家等対策計画を策定しろと。それから、協議会を設置しろということになっているのですよ。

ということは、今、ご答弁いただきました、今年度中に台帳をつくりますと、それから今後は策定しますという中には、こういうことで策定するところまでいきました。協議会の設置等についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今回、空き家等の対策計画につきましては、速やかに計画を策定するというところで職員が進めております。

協議会につきましては、その中で必要なものということでもありますので、今年度中というわけには、もう年度途中でございますので、新年度早々にその予算等も含めた中で、考えていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） こういうことで、法について、施行されたものについては、村もその辺のところはしっかり把握しながら、それに準じた対策をとっていただかないといけないということで、その件は速やかにそういう設置等をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、これでもう「市町村長は」という市町村長の責任もあるのです。法律で規定する限度において、空き家への調査というのをしなければいけない。それから、

空き家等の所有者等を把握するために、固定資産税情報の内部利用、これが可能ということで、先般、私が「こういうところがあるんだけど、どうなっているんだ」ということになる、「それは個人情報だから公開できない」という答弁が、村の当局からの回答がありましたけれども、そういうことからいうと、どういう人がどういうふうを持っているかとかいうことについては、これは法的に情報を提出することができるのではないかと思います、その辺のところはどういうふうを考えておられますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） この空き家対策につきましては、それぞれの市町村で情報交換等の会議等を持っている中で、なかなかこの市町村も進んでいないというような状況でありますけれども、やはり村の中でも現実として、空き家等がだんだんできてくるという中で、法の趣旨に沿った中で、村としても対応等を考えていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それで、そういう場合に、村はこれからいろいろな指導ができるということになるわけです。それで、特定空き家というのは、当然、建物があるというのだけを想定しているのではなくて、先ほど、私も見解をお聞きしましたけれども、その敷地も含まれると思うのです。

そうしましたら、その特定空き家に対しては、「除却、修繕、立木・竹の伐採等の土地の助言または指導、勧告、命令が可能」ということになっています。そういう場合に、まずその所有者に対して、そういうことは村の方から指導されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 住民の方からいろいろなことで、ご要望とか、あそこのところはどうなっているということで来ます。こちらの方で現場等を見た中で、それぞれ所有者がわかっている、こちらの方に住んでいなくて、遠くの方については、文書等で管理等をお願いしているわけですがけれども。

いろいろ空き家対策のそれぞれの推進事業等があるわけですがけれども、それにはたしか昨年12月の定例会でも、籠田議員からご質問等がありましたけれども、なかなか現実として、具体的に除却とか、いろいろなものに手がつかないような状況でございますけれども、これについては、空き家対策の対策計画を立てる中で、その辺も含

めて、速やかに進めていかなければならないということで感じております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） そういうことでずっと悩まれているケースは多いわけです。

それで、この法に基づけば、指導、勧告、命令ができるという上に、代執行の措置もできるわけですね。そうすると、代執行ができるということは、実際にはその管理をしたら、それを所有者がわかっている、先ほどお聞きしましたように、財務的にもその辺のところをわかっているわけですから、そういう場合には代執行をして、その対策ができない方には、その措置をした費用弁償を求めるといようなこともできると思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） それぞれ個々のケースに応じて、ケース・バイ・ケースで適宜対応していきたいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） そういったいろいろと対策をしていただければいけないことがあります。それで、これが法でカバーできればいいわけですがけれども、先ほど私が冒頭に申し上げたように、そういうことでできない場合には、やはり村独自の条例というもので、ある程度、ある縛りを持ってやっていかなければいけないと思います。

それは敷地の中に、雑種地になっていたり、白地になっていたり、そういう関係法令以外の土地もあるのですよね。その辺のところはどうも曖昧になっているものから、これは空き地ではない、敷地ではないというようなことになる可能性もあります。

村には、観光基本条例なんかも平成18年3月、それからそれにかかわるかどうかは別としましても、生活の安全の条例の制定が平成14年4月、こういった施行をしているだけなのです。この間、全然そういった意味では、こういう土地に関する問題も含めて、条例制定というものも考えて、今まで施行されていないのではないかと、いうふうに思いますので、もう一度、この条例の見直しを含めて、その辺のところをお聞きしたいと思いますが。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 先ほど、村長が答弁しましたけれども、条例制定について

は今後研究していきたいということでありまして、今まで、ある条例とか規則とかいろいろなものも精査しながら、極力住民の皆さんにわかりやすい、それから速やかに対応できるような条例の制定について、研究していきたいと思えます。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それでは、ぜひそういったことで、私も村の条例、本来はすべて網羅して頭の中に入れていなければいけない。役場の職員の方についても、どういう条例があって、それが何年に制定されたかというようなことを、今、私もこういうふうにして調べていきますと、これのほかに公害防止条例だとかそういったようなものもあるわけです。その辺をもう一度精査するような、そういったことも含めて再度、村長、その辺のところをもう一度考えていただくようなことをお聞きしたいと思えますが、どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬久君） 先ほどもお答えしましたけれども、条例については本当に精査をして、調査研究するというということをお答えしたとおり、実行していきたいと思えますので、よろしく願います。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それでは、ぜひそういった形で、この民有空き地の環境保全については、今後もますますそういった事例が増えてくるのではないかというふうに思えますので、速やかな対応をお願いしたいということで、この質問は終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。次に質問事項2「除雪サービスの向上は」について質問してください。三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それでは、2番目の質問をさせていただきます。「除雪サービスの向上は」ということでございますけれども、昨年の第4回の定例会で、防災拠点等に除雪機の導入の質問をさせていただきました。早速、本年度当初予算で、コミュニティ振興対策費として、除雪機導入のための補助金を計上していただきました。

除雪は健常者にとっても大変な作業です。ましてや、高齢や障がいのある方にとっては、除雪路線から外れていたり、対象の路線内でも玄関先や除雪後の道路脇でも、手のつけられない状態もござります。

村は毎年、地震を想定した総合防災訓練が行われております。

本年度から村は公開を承諾いただいた要支援者の方の安否を把握し、確認する訓練を行うことになりました。これは、以前から再点検しなければならないことだと思っておりましたが、まず一步進んだと思っております。地震災害だけにかかわらず、あらゆる災害に適用できると思います。

近年毎年のように各地で起こる豪雨災害、大雪等もあります。要支援者の公開の是非論はございますけれども、支援を必要とされる方は今後ますます増えることが想定されます。除雪困難者については、村社会福祉協議会のボランティア事業や、民生児童委員などが、管轄地域の担当世帯を見回りながら行っているのが現状で、また近くの公共施設は役員や地域住民ができるだけ作業を行っていますが、多くの方が自分の雪かきで精一杯になります。そこで改めて、安心安全な村づくり、特に冬場の除雪サービスの向上について、質問をさせていただきます。

1 番目として、除雪機導入のための補助金申請の状況はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

2 番目として、要支援の方の近隣で除雪協力のできる方を登録し、担当地域に入るようなシステムは構築できないでしょうか。その場合、ボランティア、無償という考えではなく、有償ボランティアとして登録して、村からも補助をする制度導入のお考えはないか、お伺いいたします。

以上、質問させていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬久君） それでは質問事項 2 番目、「除雪サービスの向上は」の質問にお答えをします。

まず、1 番目のご質問の除雪機導入のための補助金申請の状況についてであります。この助成制度は平成 28 年度に新設したもので、区や連絡班等が小型除雪機の購入に要する経費の 10 分の 3 以内、50 万円を限度に補助金を交付するものです。今のところ、補助金の申請はありませんが、除雪機は冬場での使用となるため、申請が出てくるのはこれからだと思われま。

4 月に開催した区三役会議や連絡長会議でもお伝えしましたが、これから冬に向けて、広報などで周知を図りたいと思います。

次に、2 番目のご質問の支援者の方への近隣で除雪協力できる方を登録し、有償ボ

ランティアへの補助金制度導入についてであります。ひとり暮らし高齢者等、除雪作業が困難な方について、近隣住民の皆さんや山形村社会福祉協議会が実施している地域の支え合い、助け合いをサポートする「有償在宅福祉サービスたのみま処」事業を利用して、協力会員の方に除雪をしていただいている方がいます。村としてはこの「たのみま処」の普及に協力したいと考えており、新規の登録制度は今のところ考えていません。

この有償ボランティアについては、除雪だけでなく、他の日常生活の必要な支援も行っており、お手伝いの対価として謝礼を支払っております。

有償ボランティアの善意のお気持ちとしての謝礼に対する補助については、現時点では考えておりません。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 本当に残念なというか、せっかく予算を計上していただいて、区、また諸団体にその内容を（説明）したというのに、いまだに申請がない。この時期になぜしたかという、もう今予約をすれば、若干安くなるという、そういう時期にかかるわけですね。そういうことを考えると、もう少し区、それから諸団体についても、年度予算で動いております。ですから、3月、本年度予算がつきました。ですすぐそれでもって申請をして、10分の3が予算計上できるかという、なかなか厳しい区等には、財政運営がございますから、そういった申請ができないというのが実情ではないかと思うのです。

そうしたら、もしこういう場合は、せっかく予算を計上していただいたわけですから、もうこれで、10分の3でやっているのをトータル金額、これはたしか150万円だったですかね。そうすると少なくとも、補助をしなくても、貸与をするという話になった場合には、2台とか3台とかという可能性もあるわけです。ですから、これをこのまま、また広報等でお知らせしますというようなことをやっても、今の段階で出ていなかったら、もう出てこないと思いますよ。その辺のところは、もうこういう場合には、2台でも3台でも、各区にそれぞれ申請をしてもらって、貸与するというようなことまで考えればいけないのではないかと思うのですが、その辺のお考えをお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今回の、この除雪機にかかわる補助金につきましては、4

月に開催しました区の三役会、それから連絡長会でも、それぞれ区や連絡班で購入した場合には、こういう助成がありますので、ぜひご利用くださいというようなことで説明申し上げました。

確かにそれぞれの区や連絡班で予算等がありますので、すぐに対応するというのは難しいかと思いますが、必要なものについては、それぞれこの事業の補助金を活用していただきたいと思います。

村では現在のところ、貸与して区や連絡班に貸し出すというような予定はございません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） これは微妙な話になります。また29年度の予算に、これは継続するかどうかということについては、また先ほどの総務課長の話で、骨格になるということになると、この辺のところの予算は削られてしまう可能性があるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 先ほども申し上げましたけれども、29年度の当初予算については、骨格予算ということになりますので、投資的経費とか政策的なものについては、当初予算からは除かれるということをごさいますして、今回の除雪機にかかわる事業につきましても、過去の例等を見まして、当初予算には計上せずに補正予算の中で計上してきたという経過がございますので、今回についてもそんなような対応になるのではないかと考えています。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それから、今、区等に貸与する考えはないということを答弁いただいたわけですが、これは、区等に貸与する考えはないという、それは何で考えがないか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今回、28年度の当初予算に、これを補助金として盛った経過の中で、安曇野市あたりは市から貸与というようなこともあるものですから、その辺もどうかというようなことで検討した中で、では貸与にするか、補助にするかという中で、それぞれ区の事情もありますし、それぞれ除雪機の大きさとか利用形態とか、いろいろあるものですから、村としてはやはり、区とか連絡班の事情に応じた中

で、その中で村として、助成というような形で当初予算の方に計上させていただいたというような経過であります。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 当初申しあげましたように、それぞれ区とか連絡班、それぞれ希望は違うかもしれませんが、希望は違うかもしれないにしても、そういった本来、潜在的な要望はあるわけです。そういったものも、せっかくこれをやっているのに、このまま本年度、助成する。せっかくこういったものがあったら、このまま執行されないということになったら、せっかくつけていただいた予算というものは、これは何だったのかということになりますので、その辺もう一度、そういった希望をとりながら貸与するつもりはないか。

先ほど総務課長も、安曇野市は161台ありますよ。安曇野市は貸与しているのがそれだけあるのです。山形村は安曇野市より小さいかもしれませんが、そういったことが何でできないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 貴重なご意見だと思いますので、今後検討させていただいた中で、どういうものがあるかを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ぜひその辺のところは、早急に検討していただいて、これはもう12月、今、暑いと言っていますけれども、すぐそういう時期になってしまいます。早急に検討いただきたいと思っております。

それから、先ほど村長答弁にもございました。村にも有償ボランティア。これは社協がやっているあの有償ボランティアがございます。この有償ボランティアも、これは今の考え方でいくと、ボランティアというのは奉仕だとか無償だとかという考えもあると思っておりますけれども、実際にこれをやる方というのは、ある程度、できる方に限定されてきてしまっているような気がするのです。

そういうことからいくと、この有償ボランティアも、実際にボランティア保険には入らなければいけないよということをおっしゃって、これは有償ボランティアをするのですけれども、ボランティアする場合には、ボランティア保険には個人が入るのです。その辺のところぐらいは、せめてボランティアをやりますよという方に、これは村としても協力する、そういったことは必要ではないかと思っておりますが、お伺いします。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 「たのみま処」を運営されています山形村社協とも確認の上、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ぜひそういうことで、限られた方にかなり負担がかかるというケースもございますので、この辺のところを十分考慮の上、これから冬に向かって除雪サービスの向上というものを進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、私の方は、そういったことで今回、2件の質問をさせていただきましたが、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、三澤一男議員の質問は終了しました。

ここで休憩といたします。会議場の時計で10時45分まで休憩といたします。
休憩。

（午前10時33分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

◇ 赤羽千秋君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位3番、赤羽千秋議員の質問を行います。

赤羽千秋議員、質問事項1「山形村の農業改革について」を質問してください。
赤羽千秋議員。

（11番 赤羽千秋君 登壇）

○11番（赤羽千秋君） 議席ナンバー11番、赤羽千秋です。それでは、山形村の農業改革についてご質問いたします。

政府は平成28年6月2日に日本再興戦略2016を閣議決定いたしました。これは人口減少に伴い、供給制約や人手不足の克服等を課題としています。この日本再興戦略をどのように利用して、今後の山形村の農業改革を行っていくのか。

キーワードとしまして、3点を挙げました。

いろいろあるかと思いますが、1つは、地域で頑張る農業者の所得を増やす。

2 番目としまして、農地集約、集約化による生産規模の拡大。

3 番目としまして、生産資材のコスト低減、中間マージンを徹底した削減。

また（2）番目として、農地の課税について。

1 つ目としまして、遊休農地の課税は。

2 つ目としまして、貸し付けした農地の課税の軽減は。

次、3 つ目としまして、農地について。

1 つ目、地主のわからない農地はあるのか。

2 つ目としまして、遊休農地解消月間に耕作促進の計画は。今年 9 月、この計画の促進の月になっていますけれども、どのような計画があるのか。

以上、質問いたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、質問順位 3 番、赤羽千秋議員の質問事項 1 「山形村の農業改革について」のご質問にお答えします。

まず、1 番目のご質問の日本再興戦略をどのように利用して、今後の山形村の農業改革を行っていくかについてであります。①地域で頑張る農業者の所得を増やす。②地域集積、集約による生産規模拡大。③生産資材のコスト低減、中間マージンの徹底した削減については、関連がありますので一括でお答えいたします。

この日本再興 2016 につきましては、第二次安倍内閣が掲げる成長戦略であります。その 1 つの課題として「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化」であります。「地域で頑張る農業者の所得を増やす」ことを国の農業改革のキーワードとしています。

この施策で農地集積・集約化を通じた生産規模の拡大を進め、売り上げを増やし、経費を節減し、国内外の販路を広げ、産業として確立していくものであります。山形村は農業を基幹産業として発展してきました。長芋、スイカ、ネギ、りんごなど、多品目の農産物を栽培しており、県下有数の野菜生産地となっています。

しかし、農業者の高齢化や後継者の不足、また労働力不足等、様々な課題が生じてきています。山形村では、生産基盤の整備、農地の流動化、効率的な担い手の規模拡大、農業後継者の確保など、国の施策に基づき、実行できる具体策により、解消していきたいと考えています。

次に、2番目のご質問の農地課税についてであります。①遊休農地の課税については、他の農地と色分けすることなく農地として課税しております。

なお、平成29年度から課税の強化が実施される予定になっております。対象になる遊休農地は、農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対し、農業開発公社と協議することを勧告した農業振興地域内の遊休農地であります。

この協議勧告が行われるのは公社への貸付の意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されます。

税額については、現行の1.8倍になる見込みです。

②貸し付けた農地の課税軽減については、現在、特に行っていません。なお、こちらについても、新たに軽減策が示されております。

その内容は、所有する全農地を新たに農業開発公社に10年以上の期間、貸し付けた場合、課税軽減の対象になります。

具体的には、①15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間。②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合は3年、固定資産税が2分の1に軽減されます。

固定資産税の賦課期日である平成29年1月1日までに、公社の貸し付けた場合には、平成29年度に納付する固定資産税より適用されることとなります。

次に3番目のご質問の農地についてであります。①地主のわからない農地はあるかについては、所有者のわからない農地はありません。

②遊休農地解消月間に耕作促進の計画については、毎年8月から11月が全国統一の農地パトロール月間が行われます。山形村農業委員会でも、毎年9月に農業委員が農地パトロールを、利用状況現地調査を実施しています。本日9月8日、本日実施の予定です。

この調査は遊休農地の把握も含まれており、遊休農地に判定されると、所有者へ利用意向調査を実施しています。これにより遊休農地が増加しないよう、防止しているところがあります。

また、この調査により、貸し手と借り手の条件が上手に折り合って、農地が有効に活用されていることに期待しておりますし、村としても様々な面からでき得る支援をしてみたいと思います。

あわせて、今ある遊休地の活用方法につきましても、農地として維持する手段と、その土地を利用する人を、どのように作り出していくかなどについて、関係機関と協力をして検討していきたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 確かに現状を考えまして、人口の減少、あるいは高齢化、人手不足と大きな課題があるわけです。また、その背景には、環太平洋連携協定（TPP）というものがちらついているわけであります。

もしこういったTPPが国会で承認されますと、日本の輸入の関税が全体の95%、また農林水産物では82%が、最終的には関税が撤廃されるということで、日本の農業生産者が安定した収入ができるには、大変難しい局面に迫られると思われまして、そうした中で、安定した作物を作付する必要ということでもって、行政におきまして、この辺は十分に考慮しながら、指導をしてもらいたいわけなのですが、その何か施策は、現在ありますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 今、村長が申し上げましたように、国の施策に基づいて、具体的な事業を実施しているところであります。

1つには、農地、中間管理機構の利用促進。それとは別としても、また村としても、村単の、村単独事業の農地流動化奨励金事業、それから新規就農の支援事業というような、国の事業もある中で、村単独の国の補助の対象外になった新規就農者の方への支援というようなこともあります。

それから、認定者、認定農業者の組織に対する活動支援などもございますし、そういう面で、サポートしていくような形をとっております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 農業者の所得を増やすということですので、現状を考えますと、村の特産物である長芋、これをもっとPRする必要があるのではないかと。今、レシピと一緒にやっているということはありますけれども、そういったものを含めて、ポスターなんかを作成して、もっと長芋というものを、長芋といたら山形村の代名詞になるような、そんなPRの仕方なんかもあるのではないかと思います。その辺の考え方はありますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 長芋につきましても、地方創生事業というもののの中で、長芋が有効に、いろいろな面で使えるような研究をしておりますし、捨てるところが

ないようなことも、現在、研究もしております。

そんなことも含めて、いろいろな対策をとりながら、PRしていったらというふう
に考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 長芋を春先に作付して、11月、12月に収穫するわけですが、一生懸命作物をつくっている、そういった生産者の姿を全国にもっとPRしていくことによって産地というものを印象づけることもできるかと思えますから、そんなPRの仕方ということを今後考えていただいて、ほかにまた何かいい手段があったら、ただ長芋、山形といえば長芋だ。村内だけで言っているのではなくて、もっと外にもPRしていただきたい。そんな手段を今後考えていっていただきたいと思えます。

それから、2番目の集積・集約ですけれども、これも2009年に農地法が改正されております。一般企業の産業への参入ができるようになってきておりますし、また農業の担い手不足、遊休農地の解消という、そういう時期でもございますので、ぜひこの辺のところを参入できるような形をとっていただいて、大手企業との販売契約等その辺のところは今後考えられますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 農地の集積・集約化というものなのですけれども、山形村の生産体制というのが多品目にわたるということで、なかなか難しい面はあるのですけれども、先ほども申し上げましたように、農地の中間管理機構への利用促進、それから村単独での農地流動化奨励金事業によりまして、土地の活用が活発にできるような形で対応していきたいというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） またそれに加えて土地の改良計画、この2016年から2020年、5年間を期間とする新たな土地改良計画も閣議決定されておりますので、この辺のところを計画として利用するようなことは考えられますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 現時点での基盤整備等は考えておりませんが、生産基盤の整備という中では、排水対策が県営事業で大池原、東原の排水対策事業というのが目途が立っておりますので、そちらで対応をしていきたいというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） いずれにしましても、この集積・集約ということを実施するにあたりましては、行政と農業委員、また生産者との連携というのは、特に必要になってくるかと思えます。

そこで、農業委員について少しお聞きしたいのですが、農業委員というのは、農地利用の最適化、あるいは耕作、放牧地の遊休農地発生防止の解消、地域の農業をリードするのが農業委員というのに累積していますが、もしこれに何かつけ加えることがありましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 今、議員が言われるとおりでありますけれども、この農業委員会につきましても、農業委員会に関する法律というのが、この4月から改正になっております。ですので、内容についても新たに集積・集約というようなことの強化が盛り込まれておりますので、今後につきましては山形村においても、条例改正等によりまして、新しい農業委員会制度に対応していきたいというように考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 今言われましたように、農業委員制度は平成、今年の28年4月1日から改正法が施行されました。その中で農地利用最適化推進委員の新設とありますけれども、この委員会というのは山形村ではどうなっているのか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） この法律自体は28年4月1日から適用になっておりますけれども、現時点での農業委員会の任期が7月までございます。その関係で、7月以降に推進委員というものの適用になってくるかと思えますので、それに合わせるように12月には条例を変えて、推進委員の選出等も考えていきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） この推進委員というのは、人数的には何人ぐらいになるのですか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 特にまだ協議はしてございませんけれども、おおむね一応決まりの中では100ヘクタールに1人が目安というようにいわれているのです。

けれども、地域等を考慮した中では、4、5人程度になるかなというようには考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） それと、農業委員の選出方法もこの改正によって変わってきています。公職選挙法の廃止ということではなく、村でいえば村長の責任制の変更ということになってはいますが、この辺のところは定数、農業委員と、またその推進委員の新設に伴って、農業委員の人数等につきましては、今後どのような人数になるか、考えがありましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 農業委員の定数につきましても、その推進委員も考慮した中で、今後決めていきたいというようには考えております。

現時点、15名という、推薦も含めて15名というような、今、人数でありますので、それよりは全体で少なくなるのかなというようには考えておりますけれども、その辺も今後協議して、決めていきたいというように思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） どちらにしましても、こういった1つの改革をやるということになってくれば、特に農業委員の人たちのこれからの活躍は、大変期待大だと思いますので、人数もそんなに減らすことなく、対応していただきたいと思います。

続きまして、3番目の生産資材のコスト低減ですけれども、今、日本の、特に肥料なんかは、例えば他の国に比べますと、50%も高いといわれて、国の方もその辺の対策に乗り出していますけれども、なかなかこの辺のところは今、例えばネットで購入するとか、方法はあろうかと思いますが、村の方としても、何か対策は検討されていますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 生産資材のコストの削減という部分につきましては、村の方では特段、施策はないのですが、国におきましては今、新聞等でよく出ているのですが、JA全農ですか、その関係で、ジェネリックの関係の農薬を使っていくというようなこともいわれていますし、海外からのというようなこともいわれていますので、その辺は国の施策の中で様子を見ながらというようなことになるかと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 改革するには、諸々過去のことは捨ててやらないと、なかなか改革というのは難しいかと思いますが、ただ、先ほどの村長の答弁から見えますように、健康とか観光ということは表面的には出てくるのですが、なかなか山形村での農業という点あまり表面に出てこない、私も思います。ほかの人たちのそういった意見を聞かれるわけですが、今後、山形村の農業、農地を現状のままで守っていこうと思っているのか、村長の意見をお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬久君） 現状のというか、山形村は、農業立村ということできていますし、これからも耕地がなくなるわけではないものですから、維持、守っていかなければいけないと思っていますけれども、現在ある農地を有効的に活用して、農業、生業といえますか、仕事をしています農業の皆さんたちが、やはり夢を持って農業できるような形にしていくというのが、村長としての仕事だと思っています。

また農業に関しては、昨年、いろいろな形での事業が見えるような形になってきたものですから、かなり全面的に、農業関係への行政からの支援やら、いろいろな情報を提供しながらやっているということが現状だと私は思っております。

いずれにしろ、昨年もそうでしたが、今年も特にスイカの皆さんたちが、猛暑、酷暑の夏が後押ししてくれて、非常によかったという話も聞いておまして、やはりいろいろな特徴ある作物がそれぞれいい収益を上げて、若い人たちに入ってもらえると、そういうような環境を推進していきたいと思っています。

以上です。農業は守っていききたいと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） ぜひ今後の村長施政の中に、農業という言葉をもっと入れていただきたいと思います。

続きまして、農地の課税ですけれども、これは今後いろいろと国の方からのあれでもって大分変わってくるかと思っています。例えば貸し付けした農地の課税を軽減する。この辺のところも1.8倍ということでもって今後なってくるかと思いますが、この辺は以上でおきまして。

農地についてですけれども、地主のわからない農地は現在ではないという答弁でございましたけれども、例えば全く地主がいなくなった。身内もない、兄弟もないとあって、全く空白になった土地の処遇というのは、どういう方法がとられるわけですか。

- 議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。
- 産業振興課長（赤羽孝之君） 全くわからないというケースは今までありませんけれども、最終的には相続するという方の関係者を調査していくことになるかと思います。その上でも全くないということになってくれば、国の方が管理していくというような形に最終的にはなるかと思いますが、その辺をしっかりと調べてございませんので、現時点で山形村ではそういうケースの土地はありません。
- 議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。
- 11番（赤羽千秋君） もちろん、あってはならないわけですが、当然、今後現状を考えますと、こういったことはあり得るというケースは十分考えられますので、その辺のところもまた調べていただいて、回答をお願いいたします。
- 以上です。
- 議長（平沢恒雄君） それでは赤羽千秋議員。次に質問事項2「買い物弱者対策について」を質問してください。
- 赤羽千秋議員。
- 11番（赤羽千秋君） では2番目としまして「買い物弱者対策について」。この厚生労働省の調査によりますと、ひとり暮らしの65歳以上の高齢者は2015年の時点で全国で624万人おり、2014年から50万人増えているというのが現状でございます。
- また山形村の現状は7月15日現在、これは福祉課の方にお聞きしました。そうしますと、65歳以上のひとり暮らしは164世帯。高齢者が199世帯で、合計で363世帯の557人ということで、平均年齢は出していないということでした。
- ということで山形村も高齢化が進み、加えて商店の廃業もあり、買い物弱者の状況は深刻であると。今後さらなる増加が予測されるわけですが、1つ目として、販売移動車の導入を。また2番目としまして、常設店舗の出店。3番目としまして、高齢者の栄養バランスに配慮し、食生活を支える事業の設立。以上の3点について、質問いたします。
- 議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。百瀬村長。
- （村長 百瀬 久君 登壇）
- 村長（百瀬久君） それでは質問事項2「買い物弱者対策について」のご質問にお答えします。
- ①「移動販売者の導入」②「常設店舗の出店」については、現時点では村としまし

ては、移動販売者の導入、及び常設店舗の出店は考えておりません。また、民間事業についても、そのような導入等の情報は把握しておりません。

③の「高齢者の栄養バランスに配慮し、食生活を支える事業の設立」については、高齢者の食生活を支える事業としましては、村社会福祉協議会に委託し、ひとり暮らしや高齢者世帯を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供する宅配サービスを実施しています。

このほかにも民間業者が行っている弁当や食材配達サービスを、相談内容により紹介しています。

また、地域包括支援センターでは、介護予防事業の一環で、栄養士による訪問指導や栄養改善に関する教室を開催し、高齢者の食生活を支える事業としては実施しております。

以上、1回目の答弁でございます。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 高齢者によって買い物に行けないというのは、まだ表面的にはあまり出てきていないのですけれども、例えば、上大池であってもかなりの人がいるのです。今現在、近所の人。あるいは同年代の人たちが一緒に買い物に連れて行っているというのが現状でございます。

ただ、そういったことも、高齢者の人が車に乗せていくということは、大変危険を伴うわけなのです。そんなことの解消におきましても、販売移動車導入ですとか、常備出店ということを検討していただきたいと思っておりますし、また村でそういう予定がないけれども、村から公募するような計画はございますか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 現時点では、移動販売者等の公募等は予定をしておりません。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） こういう販売移動車の導入、あるいは常備店舗の出店、こういうことによって、地域の高齢者の健康状況なんかも確認できる、また対話もできる。また民生委員でもって月に1回訪問している、その辺のところもあわせてカバーできるのではないかなということでもって、この辺のことをまた検討していただきたいと思っております。

また、それと3番目の栄養バランスに配慮した食生活ですけれども、今、弁当配達

をしているとありますけれども、ただ弁当も、ただ持って行って置いてくるだけなの
ですよね。その高齢者の人との会話というのはほとんどないような状況に見受けら
れるのですが、その辺の改善はどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 現在、山形村で、配食サービスを山形村の社会福祉協
議会に委託して実施しておりますが、約10名の方にご利用いただいておりますが、そ
の際は一応、お弁当配達と見守りサービスを込みで委託をしておりますので、毎月そ
の方たちの様子を報告書で上げていただいて、見守りの部分も含めて、現在、社協に
委託している部分については運用しております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） はい、わかりました。

それと、こういったことをやることによって、山形村の小規模農家の人たちの野菜
等、カバーできるのではないかと思います。ぜひこんなこともありますので、今後、
高齢化が進む中をもって、こういったことを検討していただきたいことをお願
いしまして、私の質問は終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、赤羽千秋議員の質問は終了しました。

◇ 籠田利男君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位4番、籠田利男議員の質問を行います。

籠田利男議員、質問事項1「清水高原一帯の観光と整備について」を質問してくだ
さい。

籠田利男君議員。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） 議席番号6番、籠田利男です。「清水高原一帯の観光と整備に
ついて」を質問いたします。

平成8年7月に第三セクターのホテル業務、株式会社スカイランドきよみずがオー
プンして20年が経過しておりますが、平成22年に指定管理者審査会の選定により、
株式会社トヨタエンタプライズと三和商会株式会社のジョイントベンチャーの指定管
理となり、平成26年度の審査会では、現在の株式会社トヨタエンタプライズとなり
ました。本年度は年間1,700万円近い管理料を払うこととなり、雨氷被害のことも絡

み、総額5,000万円以上の予算をつけることとなりました。これは今年度ばかりでなく、毎年予算のかかる場所であり、村の最大なる懸案事項の場所ともいえると思います。

村長はこの場所を何とか改善しようと、清水寺を強く外へ発信させようと、京都清水寺の森貫主を招き、スカイランドきよみずと清水寺を合わせ、ご尽力されていることはよくわかります。

しかしながら、スカイランドきよみずも一向に黒字化せず、また村民の人たちの利用度も悪く、宿泊補助金をつけても年に300人程度と聞いております。村民8,000人のうちの300人となりますと、村全体の3.8%の利用率となっています。これを改善するためにも、南ルートを検討したらどうでしょうか。村の背中の部分の西山一帯の整備の件ですが、ウォーキングコースの整備、清水古道の整備、清水寺の補修等も含めた森林セラピー等の取り組みの計画をお聞きしたいと思います。

本日は関連がありますので、5つの質問をしたいと思います。

1つ目として、西山の山裾にウォーキングコースの話がありました。またこのことに対し、健康寿命延伸推進委員会が立ち上がっていると聞いておりますが、今どのようなところまで進んでいますか。

2つ目として、史談会の方々に毎年きよみず古道を整備していただいているようですが、村として、本腰を入れて整備する予定はありますか。

3つ目として、清水寺の山門と本堂の屋根の修復工事に対して、村民また村人会の方々にも寄附をお願いしているようですが、現状の様子は。

4つ目として、スカイランドきよみずの指定管理も、もう3年と少しになりました。この先も指定管理方式で管理料を払っていくのでしょうか。

5番目として、今年になり、小林邸から清水寺に関しての資料がたくさん見つかりました。京都清水寺との関係や、小坂堂ヶ入線にて鐘を運び上げている写真が見つかりました。山形村の清水高原一帯の観光ルートに南ルートを考えることは検討されていますか。

以上、5つを質問したいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬久君） 質問事項、順位4番、籠田利男議員の質問事項1「清水高原一帯

の観光と整備について」のご質問にお答えいたします。

まず1番目のご質問の「西山山裾のウォーキングコースに関する健康寿命延伸事業実行委員会の進捗状況」についてであります。健康寿命延伸推進委員会を6月に立ち上げ、村民の健康寿命延伸に向けての具体的な取り組みについて、委員の皆さんよりご意見をいただいているところです。

具体的な取り組みの1つとして、村内のウォーキングコースの整備について検討をしています。西山沿いのコースも含め、以前整備された水色山路コース、保健センター周囲のコースなどの複数のコースを検討いただいております。

先日、3回目の会議の際に、実際のコースを委員の方に見学していただいております。次回の会議の際には、具体的なコース設定について、ご意見をいただきたいと考えています。

次に2番目のご質問の「きよみず古道を整備する予定」についてであります。清水古道の新たな道標の設置、古道マップの作成は、平成19年度に山形村史談会により行われたものです。

清水古道が忘れ去られてしまうことに危機感を抱き、後世にその存在を伝えていくため、道標の設置やマップづくりを行ったと聞いております。また、このような活動を行う効果としては、古道の存在を明確にするということのみならず、史談会の活性化にもなったようであります。史談会自らが地域の課題を発見し、その課題解決を図ることや、会員が協働して目的達成に向け、事業に取り組むことにより、会のまとまりも強くなったようであります。

清水古道の整備も、史談会の皆様が主体的に取り組んでいるものであり、そのことが会員の絆を強くし、会の活性化に結びついているものと考えられます。

このようなことから、史談会の皆様が行っている自主的・主体的な地域づくり活動を大事にしていくことが必要と思われまますので、現時点では、村として整備をすることは考えておりません。

しかし、古道の保全活用のあり方については、今後、考えていく必要があると思われまますので、史談会の皆様の意向等を十分に聞きながら検討していきたいと思っております。

3番目の質問「清水寺修復工事に対する寄附の状況」についてであります。清水寺の管理者は、山形村清水寺保存会でありますので、答弁の権限を有する者は清水寺保存会長となります。このため、私が答弁するにあたっては、保存会長の了解を得た

範囲で行うものでありますので、よろしくお願いをします。

寄附についてですが、今年6月から募集を開始しました。保存会では村民の皆様に寄附のお願いをするとともに、清水寺現地でも銅板による寄附の受付を行ってまいります。また首都圏山形村村人会、中京地区山形村村人会、その他、関係団体等へ直接出向き、寄附をお願いしております。保存会としましては、考えられる範囲及び手段を講じ、寄附をしていただくことに尽力をしております。

このような状況下にあります。8月の時点で寄附金の額が、銅板寄附を合わせて331万円となっています。今後は寄附の期限を明確にし、再度寄附のお願いを、周知を図っていくことを考えております。

続きまして、4番目のご質問の「スカイランドきよみずの指定管理料」についてですが、ご承知のとおり、平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入され、改正前の規定により管理委託をしている施設については、施行日から3年の経過措置期間中に指定管理者制度に移行することが必要となり、公の施設の管理については、直営か指定管理者による管理かいずれかによることになりました。

当村においては、指定管理者制度を導入する公の施設について検討し、「スカイランドきよみず及び周辺施設」を指定管理者による管理運営と決定し、指定管理者審査会を経て候補者を選定し、議会決議を受け、平成18年4月より当施設を指定管理者による指定管理とし、3期目の現在に至ります。

先にご説明したとおり、公の施設の管理については、直営か指定管理者による管理かいずれかを選択することになりますので、現段階では指定管理者による指定管理を第一選択肢として考えております。

続いて、次に5番目の質問ですが、「清水高原一帯の観光ルートに南ルートの検討は」についてであります。南ルート、特に堂ヶ入線については、現在考えておりません。

清水高原は、雲海を見下ろすことができるスカイランドきよみず、また古い歴史を持つ清水寺など、村の貴重な観光資源であります。ここでの新たなイベントとして、「天空の夢灯り」や「俳句コンテスト」などが開催されました。

今後につきましても、観光資源の充実、活用を図りながら、積極的に高原一帯の観光に努めていきたいと考えております。

以上、1回目の答弁でございます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 今、村長から説明がありましたけれども、1番目の質問からいきます。

村の第3次山形村環境基本計画の中に、「西山の裾野に広がる美しい農村景観は本村の財産です。森林や農地の広がりや、スケールの大きさを生かした新しい環境づくりを進め、村の内外にPRしていくことが必要です」とあります。

各町村で行われているように、清水古道から山形村てっぺんのケルンまで含めた森林一帯のセラピーは、どのような計画をされているのでしょうか。お願いしたいと思えますけれども。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ご質問の内容ですが、一応、保健福祉課の方では、現在、ご答弁させていただきましたが、健康寿命延伸推進委員会の方では、住民の方が気軽にできるような形ということで、水色山路コースというものを、平成7年に体育指導員の皆さんにつくっていただきまして、その部分について、今ウォーキングコースを検討しておりまして、清水高原一帯についての利用については、保健福祉課の所管では、現在そこまで検討が進んでおりません。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 今回、範囲が広いものですから一帯ということで、最初のまとめの方をさせてもらっておりますけれども。ウォーキングコースはいいコースだと思うのですが、全体の中で一帯として、関連として質問をさせてもらっているわけなのですが。

そのコースの中に用地を買収しなければいけないとか、いろいろ時間とお金がかかる、予算がかかる事業といえると思えますけれども、今は委員会が開かれているという中で、見通し、本当にこれがスタートしていくような見通しというものは。

（サイレン鳴る）

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。ちょっと待ってください。サイレンがやんだら、お願いします。

堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今後の予定でございますけれども、一応今月ももう一度会議がございますので、おおむねコースの設定については、10月ぐらいまでには決めさせていただいて、それに基づき、先ほど村長の答弁がありましたウォーキング

イベント等も含めて、また推進委員の皆さんに、お諮りをさせていただきながら検討して参りたいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） わかりました。できるだけ早く、10月に決定するという事ですので、それが皆さんが使えるような形に早くしていただきたいと思います。

2番目の質問ですが、史談会のことは村長もご存じだと思いますが、私も史談会の皆さんが、村の歴史を残そうと努力されていることに感謝しております。

その史談会の皆さんに、毎年この清水古道を整備していただいているようです。村として本腰を入れて整備していただきたいのですが、これも第3次山形村環境基本計画の中に、公園整備する部分に清水古道遊歩道の整備、詳細には「清水寺周辺の保安林内の清水古道遊歩道の整備を行い、利便性や安全性を確保します」とあります。

この計画があるということは、史談会の皆さんにお願いすることではなく、村が積極的に後押しをさせていただかなくてはならないことかと思いますが、村長のお考えをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 清水寺の周辺の遊歩道につきましては、産業振興課で毎年歩道の除伐、草刈り、それをしているということが、そこに該当しているかなと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 今、副村長が申しあげましたように、毎年、維持管理面での整備は行っております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 清水寺周辺ということは、清水古道として、下から古道が使えるような状態の整備というのは、どんな状況になっているのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 今年の1月に雨氷の被害があったわけですがけれども、古道につきましては、ダム付近の入り口部分については私有林、それから上につきましては、ほぼ村有林というようなことであります。

入り口付近に倒木等がございましたので、古道についてもその辺の整備は若干行いましたし、今後についても、村有林内の雨氷の被害の関係の中で、ある程度、調査をしながら、通れるような形では整備というようなことを考えてはおります。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 何も支障なく、古道を使える状態になっているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） まだ、現時点で倒木のところも若干あるのですけれども、通行は可能となっておりますし、史談会の皆さんが整備をいただいているものですから、その辺でできないようなことがあれば、村の方としても、その辺については整備をかけたいというふうには考えております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 清水寺は、毎年、森貫主が見えられるお寺だと。そして京都の清水寺と縁のあるお寺。京都の清水寺も、当然、元寺ともいわれている。そういうお寺であると。1, 200メートルの山の上にあるお寺である。これを証明するのは、清水古道しかないわけであります。村へお見えになる観光客の方たちも、ここを歩いていただいて、古き昔の体験をしたいと思います。

教育長、清水寺のことに関してもそうですが、古道に対しては教育長の方はお考えありますか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 先ほどの村長の答弁の中にもありましたとおり、古道のあり方を総合的に考えて、個別的な対応というよりも、古道をどう活用するか。活用することによって、村民の満足度をどこまで高めていくのか。総合的な考え方があって、古道をどう位置づけていくのかということが、うんと大切になってくると思います。

なものですから、活用と保全というところを、今後どのように考えながら、総合的な計画としてどう位置づけるかという、そういったことから古道のあり方というものを位置づけていくのがいいかなというふうには考えております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 我々小さかったころ、清水寺まで遠足というのがありました。子どもたちが手を引っ張り合って、そして、大変な道も上がっていったような、そんなような記憶もございます。

その中で、清水寺。この坂道を上がったたり、こういう大変なところを上がったたりする中で、この山形の清水寺があるんだということを、小さいながらも子どもたちの頭の中には、自分の村にはこういった高い場所にだけれども、大事な清水寺があるんだ

ということを、遠足を通して教え込まれたような気がします。

そんなことから含めて考えますと、この清水古道、観光道路から上がるばかりでなくて、この清水古道が、小坂の小林邸から出てきた写真の中にも鐘を上げている、みんなで助け合いながら上げている、そういう姿の写真がありました。

ぜひとも子どもたちが今、小さいながらもこの村を思い、大事にしていくという中には、やはり古道というものも歩いてもらって、遠足として歩いてもらって、これを活用したらと思いますけれども、それについては教育長、どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） やはり自分もふるさと学習はうんと大事だと考えていますので、今後の検討材料というふうにさせていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） ぜひともお願いしたいと思いますが、村長はその子どもたちを、この道を歩いて、そして我々が育った時代はそうでしたもので、思い出せばそうだったなと思って、清水寺というのにずっと思いが、いつまでも、どこまでいっても、おそらくこの人たち、ここに上がった人たちはあるのではないかと思います、村長は子どもたちに対してのことについてはどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬久君） 私も、子どもたちが歩いて清水寺に行くということは、非常にいいことだと思いますし、たしか小学校の学年で、遠足に行っているとお聞きしていますけれども、私たちも、小学校のときにも遠足に行ったり、またキャンプをした思い出が、心の中に残っております。やはりふるさとの一番大事な財産なものですから、子どもたちに味わわせる、そういう体験がよろしいのではないかと思います。

子どもたちも清水寺に上げるということですが、先ほど言いました古道につきましても、あくまでも史談会の皆様たちの意向があるということが前提になって、そこで村として整備をしていくということは、考えたことかと思いますが、いずれにしてもお話し合いはしていく必要があるということだけ、返答しておきます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 史談会の方々も、大分年齢も上がってきていて、山に上がって整備をする、手入れをすることは大変になっていることも聞いております。正直、私も入っているのですが、なかなか参加できない、そんな状態になっています。ある程度、年になってこないか、やっぱり参加できないのかなというようにも思います。

けれども、ただ、年になってくると逆に思うように山仕事ができないような状態にもなってくると思います。

ぜひとも、これは史談会任せでなくて、村の観光ルートの1つとして、ぜひとも考えていただきたいなと思います。

それでは3番目の質問に入ります。清水寺の山門と本道の屋根の修復工事に対して村民、また東京、名古屋の村人会の方々にも、寄附をお願いしているようですが、現状の様子はどうでしょうか。現在の様子と、これからの見通しを教えてくださいなと思います。村長からは、一応331万円、今現在は集まっているということをお聞きしておりますが。こちらは教育長、よろしいですか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 先ほど、村長も答弁の中で申し上げましたとおり、清水寺の寄附に関する権限を有しておりますのは、保存会の会員さんになるものですから、私の方から今後の見通しとか、その部分はお答えできない部分がありますけれども、現状は今、331万円の中の内訳がどのようになっているのかということだけ、お答えさせていただきます。

8月末で寄附金の総額が331万円ですけれども、銅板の寄附を今、現地をお願いをしているわけですが、銅板1枚3,000円でご寄附をお願いしています。こちらの銅板の寄附を除いて、161の個人・団体から寄附がありました。あと、銅板の寄附ですけれども、77件の方からご寄附をいただいております。

なお、寄附金の保存会としての目標額は1,400万円というのが目標額になっております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） まだ1,400万にはかなり遠いあれのように思いますけれども。清水寺の屋根の補修工事について、ちょっとお話ししますと、私も平成20年の年に村から材料代ということで応援をしていただきまして、当時、山形村の建設労働組合の長をしていたときに、教育長に見てもらって、屋根に穴が空いている部分を修理したり、軒裏の鉄板が落ちかかっているのを直したり、それから屋根の塗装、これを組合員の皆さんの協力をいただいて、6.25の住宅デーのときにこの補修工事をさせていただいた覚えがあります。

当時は、足場も本当に簡単に組んで、勾配の急な屋根をみんなで、片手で塗装の缶を持たなければいけないし、片手ではけを持たなければいけないものですから、居場

所に困るような状態の中で、何とか今のように塗装をしたわけです。

これも、一緒にやってくれた組合員のみんなは、村の大事なお寺なんだということのそんな思いがあって、何ひとつ文句を言わずにやってくれました。本当にあのときによかったかなというふうに感じています。

先ほど、寄附された額の数字の発表がありましたけれども、この寄附のお願いの文書が配られたときに、屋根の工事のことは理解できるんだと。でも、やり方がよくないということが、そんな声が多々、村の人たちから出ておりました。

本当に、お役所的に頭から配りつけて、配って、そしてこれに寄附してくれというような簡単な、気持ちも何もない、そういうやり方で配られたんだということを、非常にそういうことで批判が出ておりますけれども、これも直接的には教育長、関係はないかと思っておりますけれども、そんな批判に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） これも大変申しわけないのですけれども、私から答弁するわけにはいかないものですから、大変申しわけありませんが、答弁を控えさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） いろいろ複雑になっているところもよくわかるのですが、村で2分の1出すということが決まっているようなのですが、予算が当初から大分上がっております。保存会の会議の中で、設計者の話で、資金が集まらなければ、銅板の裏に寄附者の名前を書けば集まるよというような話が出ました。

当初、山門は銅板葺き、本堂はガルバリウム葺きでした。途中から設計者の意見を聞いて、そして銅板に変更されたというような経緯があります。最初の予算ができて、そして予算があったから銅板にしようというお話ではなくて、予算は立ってない前から、銅板でやろうではないかなどという、そんな話が出て、そういう方向に移っているということがいえるかと思えます。

予算がなければ、屋根材の材質を検討したほうがよいかと思えます。ちなみに3.3㎡。1坪当たり、銅板が8万円とした場合、この下につくのはカラーステンレスです。これが6万円なのです。当初からやる予定だったガルバリウム合板は4万円となります。銅板の半額ということになります。また、一番さびないで長持ちするのは当然ステンレスといえるわけです。

あえてこういう事象を挙げることは、村のためにも、また村民のためにもよくない

ことで、検討をお願いしたいと思いますが、この件についても、直接的には、教育長も関係ないと思いますけれども、このことを委員会の方へまた話をしてもらって、村の、村民からの意見も含めて、お伝えしていただくようなことにはならないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） ご意見はお伝えするようにいたします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） ちなみに、観光協会の方のことをお話ししますと、平成22年に山形村をアピールするために、山形村のキャラクターとして、公募により「やまっち」のキャラクターを制定し、平成23年ごろだと思いますが、山形村の名誉住民として登録され、住民票も交付されています。「やまっち」のデザインの最も象徴的なところは、清水寺の屋根であります。この屋根をモチーフとした赤い帽子を「やまっち」はかぶっています。

村の道路案内、各種のパンフレット、それから「やまっちそば」なんていうものがあります。長芋の箱にも、今年は「やまっち」が付きます。最近では消防の制服まで、左の肩のところに「やまっち」がついておりました。「やまっち」の着ぐるみも、様々なイベントに参加しています。山形村をアピールするキャラクターとして活躍しております。

さらに観光協会としても、清水寺は唯一の村の観光資源の1つとして位置づけ、ガイドブックやホームページも赤い屋根の写真を掲載し、また近々発表される紙芝居にも、赤い屋根の清水寺が描かれています。

今、全国のゆるキャラグランプリなんていうのにも出ていまして、山形村の「やまっち」も、今、半分の位置にいます。大分人気も上がってきたかなというように見えています。

そんなことから、この赤い屋根をぜひとも残していったらどうかというのが、観光協会からの希望であり、要望であります。これに対して、村長、教育長に、お答え願いたいです。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬久君） 籠田議員の思いはよくわかりましたが、一応、貴重なご意見ということで、また保存会長の方にお伝えしたいと思っております。以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 今、村長が申し上げたとおりだと思います。ただ、後世に伝えていくのにどういう姿がいいのかなというのも含めて、また保存会長の方へ伝えていきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） そういうことを、できれば赤い屋根、せっかくこの赤い屋根がかわいいんだということで、みんなに言っていただけるような、そういうキャラクターになっております。理解の方をお願いしたいと思います。

4番目の質問に入ります。冒頭に述べたように、懸案事項であるスカイランドきよみずが指定管理ももう3年半しか残っていないんだという中で、今、村民、村の飲食業の人たちから見ると、建物、機器類、すべてが村の財産として守られて、修繕費、メンテなどは村が見てくれる。そんないいところないよなど、そんな声が村民から聞こえております。

村の立場から見れば、村の財産を守らなければならない。これはいたし方がないことはよくわかります。この先のことを村はどのように考えているか。この先を今のままいくのか、どこかで考え直すといいますが、どこかで懸案事項ということで、どこまでいっても懸案事項になるものですから、どこかで考えていかなければいけないところも含めてあると思いますが、その先の考えがあったらお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 現在、指定管理ということで、協定を結ばせていただいておりますので、この協定期間につきましては、27年度から31年度までということでございますので、31年度まではこの基本協定書の中に沿った格好で、粛々と進めていくということかと思っております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） なかなか、どこまでいっても懸案事項の場所だということにもなると思うのですがけれども、これはどこの市町村も同じかなと思いますけれども。そうはいつでも、毎年管理料を払い、そして管理してもらっていくのが本当にいいのかどうかということも含めて、考えていかなければいけない時期にも来ているのかなと思います。

村の財産だから、守らなければいけないということは十分にわかりますけれども、これから先のことも含めて、考えていっていただきたいなど、このように思います。

5番目の質問に入ります。村長もご存じですが、今年になり、古民家小林邸より、

先ほどもお話ししましたが、清水寺に関しての資料がたくさん見つかりました。京都清水寺との関係や、小坂堂ヶ入線で鐘樓の鐘を運び上げている写真も、先ほども話しましたが、見つかりました。

このルートを、これは質問がもとに戻りますが、清水寺古道を山形村の清水高原の観光ルートとして、南ルートを検討されたいかがかということをお話しているわけなのですが、古道といえば、すぐ名前が出てくるのは熊野古道。このコースを見ると、17コースもあります。古道とは、道は悪くても当たり前だという中で、清水古道も決して、もう少し整備すれば、悪くないのではないかなと思います。

清水古道にも石仏もたくさんあります。大日堂もあります。村内には、道祖神もあります。この古道から、清水寺に入る仁王堂を通過して、そして百体観音、六地藏、山門、本堂となります。その後はスカイランドということになるのでしょうけれども。

今までは北ルートですから、直接、車で来て、横から入って、こういうところにお寺があるんだねというような感じの中での清水寺に対しての、観光で見た方に対しても、簡単に終わっていたのではないかなと思いますけれども、やはりこれを下から歩いて上がってもらうということが、大事ではないかなというふうに思いますが、そんな意味で、私は清水古道の手入れといいますか、整備の方も、力を入れていただきたいというふうに思っております。

山形村の西山一帯の観光と、そして整備についてということで質問してまいりましたけれども、北ルートは、あそこに観光道路として道路が開いてから、何十年とやってきたのですが、くねくね曲がる観光道路ははっきりいって、最初の方についてはこの上にスカイランドがあるのかなと、お寺があるのかなというような心配な道です。

やはり、逆に古道を上がってもらうようなルートをつくるのが、上られる方にとっては、京都の清水寺の元寺がこの上にはあるんだということで、期待と感動があります。途中には、石仏もあったりして、癒してくれたり、疲れも休めてくれます。前向きに考えていかななくてはならないと思いますけれども、最後に村長、お答えをお願いして、質問を終わりたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬久君） 北の車での観光道路、南の歩いての観光道路と、こういうような位置づけという考え方は非常によろしいと思います。

これも先ほど申し上げましたけれども、どのような形で活用していくか、活用の仕方によっては、非常に有効的なものだという要素を持っておりますので、具体的にそ

の整備の問題も含めまして、史談会を通じ、また山形の観光を通じ、整備をしていく研究課題というふうに捉えております。検討していきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） ありがとうございます。本当に今、村長に骨を折っていただいて、森貫主が見えてくれているお寺。そして高いところに、1,200メートルのところにあるお寺ということで、非常にはたから見れば、珍しい、そして京都の元寺だという、そういう今の、この情報が今飛び回っている今の時期こそ、この南ルートを考える時期かと思えます。

これが、先へ行ってしまって、貫主も見えなくなって、昔に戻ってしまえば、この観光ルートしてもなかなか難しくなるのかなど。やるべきときは今ではないかなというふうに思いました。

そんなことをお願いして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 以上で籠田利男議員の質問は終了をいたしました。

それでは、次は質問順位5番、大池俊子議員でありますけれども、午前中の部はここで終了し、大池俊子議員については、午後1時、議会を再開して、質問に入りたいと思います。

それでは、ただいまをもちまして、午前中の本議会を休憩といたします。

休憩。

（午前12時00分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 大 池 俊 子 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位5番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「新総合事業について」を質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。今日は2つの問題について、質問をしたいと思います。

はじめに『『新総合事業』について』。昨年4月より改正介護保険法が施行されました。

その主なものは、1つ目に要支援者訪問介護、通所介護を介護給付から外し、コストを抑えた市町村の事業に移しかえる。2つ目に一定以上の所得者の利用料を1割から2割に引き上げる。3つ目に特養の入所対象者を原則要介護3以上に限定する。4つ目に低所得者を対象とした施設での居住費、食費の負担軽減制度の要件を厳しくするなど、国の介護サービス費用の削減と、利用者負担増が盛り込まれました。

利用者を支える家族にとって、様々な困難が生じています。これは2017年4月までに全市町村が取り組まなければならないことになっています。

そこで質問します。1つ目に要支援者のサービス利用の実態は。介護予防訪問介護、介護予防通所介護、二次予防事業で教室・訪問など。一次予防事業の教室・講座・講習・相談など、介護予防のための自主グループ数はどのくらいあるか。サロンなど。またその実態はどうなっているか。

2つ目に新相談事業移行後のサービス整備予定は。訪問型サービス・通所型サービス・その他のサービスなど。

3つ目に新総合事業の基本的な考えと課題はどう考えますかということで。そして、介護予防サポーターなどの育成予定はありませんか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬久君） 質問順位5番、大池俊子議員の質問事項1番『『新総合事業』について』のご質問にお答えします。

まず1番目のご質問の「要支援者のサービス利用の実態」についてであります。平成28年6月末現在のサービス利用者は、介護予防訪問介護が9人、介護予防通所介護が16人となっています。

二次予防事業では、膝腰元気教室、歯科訪問指導等に84人、一次予防事業では、栄養指導等の教室に66人が昨年度参加されました。

サロン等の数につきましては、独自で活動されているグループの数は把握しており

ませんが、村社会福祉協議会に登録し、活動しているサロン数は15団体です。

次に2番目の質問の「新総合事業移行後のサービス整備予定」についてであります。サービス整備予定については、国の基準に基づき、訪問型、通所型等のサービス内容を検討しております。年内には決定したいと考えております。

決まり次第、住民の皆さんや関係者に周知いたします。

次に3番目のご質問の「新総合事業の基本的な考え方と課題」についてであります。介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方については、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指すものです。

課題は、サービス内容や提供体制について、市町村ごとに地域間格差等が発生することが懸念されます。

介護予防サポーターの育成予定については、介護予防の施策の1つとして重要性は認識しておりますが、現時点で具体的な取り組みは行っていません。

介護予防日常生活支援総合事業を実施する上で、今後の課題として検討していきたいと思っております。

以上、1回目の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは、2回目の質問をしたいと思います。

この介護要支援者の1、2の方の人数は、28年度、高齢者の福祉計画の中の表から見ますと、要支援者、要支援1、2の方で、要支援1が18人、それから要支援2が44人となっています。この方のサービスが来年4月からは、介護保険の方から一応外されるということになってくると思いますが、その点で、先ほど言われたように、今までいろいろなサービスが行われて、その中で今の健康が維持されている中で、4月から外された場合のサービスの実態というか、その中身は、実際にどのようなようになっていくのか。変更があるのかどうか。

それからもう1つは、その要支援者が今までは介護保険料の中で、料金が決まっていたと思うのですが、今後、それから外れるので、その方たちの負担はどういうふうになっていくのか。その変わった部分は、村としてはどのようにしていくのか。まずその点をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ご質問にお答えします。28年6月末現在で、要支援

1、要支援2で認定を受けている方が65名いらっしゃいます。

今回の法改正に基づきまして、介護予防給付、要支援の方が使われているサービスの中から、地域支援事業、新しい総合事業に移行する方については、村長の答弁にありました人数になりますが、ほかの予防リハビリですとか、福祉用具の給付等は、今までどおり変更はございません。

今回、移行する介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、法律が変わったということで、サービスの低下を招くことはできませんので、一応、現行型の介護予防の通所介護、訪問介護というサービス形態は残った形で、会計が介護予防給付から地域支援事業の方に移行するというふうに認識しております。

移行にかかわるご利用者さんの負担については、介護保険、介護予防給付と同等で一定の所得のある方は2割負担になりますが、通常は1割負担ということで、予定しております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 負担は現行、今までどおりということですが、かかる費用については、その差額というか、やはり今までは介護保険は1割負担でやってきた、そのあとの8割というのを、国、県がやっていた、そういうところで見えていった部分があると思うのですが、そういう点でも村としても、村であと残った部分を見た場合の負担というのは、増えてくると思うのですが、その点はどうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今回移動する介護予防の訪問介護と介護予防通所介護分の費用額については、地域支援事業費ということで、国補助、県補助、村のルール分の繰入金等の積算になっておりまして、皆さんからいただく保険料の負担率は22%ということで変わらないですし、一応今年度の給付費の実績分は、来年度、国保、県等で、同額を補助で見えていただけるということなので、特段、急激に村の負担が増えるというような想定はしておりません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今回の改定で、村のこの福祉計画の中にも、ちょっと読みますけれども、「今回の制度改正で、2025年に団塊の世代が75歳を迎える少子高齢化が進展していく中、要支援者などの高齢者の多様な生活ニーズに地域で応えていく

ために、予防給付の訪問介護、及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて市町村が効率的かつ効果的に実施することができる。平成29年4月までに新しい事業へ移行する」ということで。

この地域で支えていくためということで、よりボランティアとか、力を借りていくような体制になっていくと思うのですが、その点で、さっきサロンも15団体あるということで、実際に行われているところは毎月とかあるのですが、たくさんある団体の中で、なかなか活動できていないところもあると、社協を通じてのものなのですが、やはりこれが、サロンやいろいろな教室というのが、うんと重要視されてくると思うのですが、サロンとか、いろいろな教室をとってみても、現在、あまり利用のあるところ、ないところの差があって、やはり利用のないところの利用をどのように高めていくかというか、そういうことによって、介護、要支援、要介護になるのを抑える働きもあるし、地域で支える面で、よりボランティアさんなんかの活動が活発化されていくと思うのですが、そういう点でのお考えは何かあるでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 現在、先ほど答弁がありましたサロン活動が各地区で社協さんの方で、事務局で15団体やっています。

介護保険の移行に関しても、当然、ボランティア団体等が地域で要支援の方の支えをすることで、給付費を下げようという目的もございますので、今後はこの辺のサロンの充実ですとか、新たな新規のサロンとか、ボランティア団体の育成についても、今後、地域包括支援センターを中心に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 来年の4月から実際に行われなければいけないということで、今年度、12月までには、おおよその骨子とかはでき上がってくると思うのですが、そういう中で、こういう細かなものの反省とか、今まで実際にやられてきたところの総括のようなものは、洗い出しての計画にはなっていないのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 29年4月から始まる介護予防の訪問介護、通所介護にかわるサービス内容としては、現行型のサービス、あと事業所の人員ですとか、サービス内容を緩和したA型と呼ばれているもの、あとボランティアを利用したB型、あと短期集中のC型と、大きく4つに分類されます。

当面、村としては現行型、従来使っている皆さんがサービス低下のないようなサービス形態と、あとA型というところを今進めておりまして、なかなかボランティアの方で通年を通して、定期的にサービス提供をするまで至る団体を、まだ村の方でも育成できておりませんので、そのあたりは今後の課題として進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この介護予防サポーターというもののなのですが、これは事業所のデイサービスで、利用者の話し相手になったり、一緒に体操をしたり、いろいろな補助的な役割を担うということで、非常に大切な位置づけになってくると思うのですが、4月に実施されて、そこから考えるのではなくて、やはり今から計画的にこれを組み入れていって、養成していくという計画を立てていったらどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 議員のおっしゃるとおり、サポーターの重要性は担当で十分認識しております。先進地等の活動等も考慮しながら、総合事業4月スタートに向けて、とりかかれるところはとりかかるような形で、進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） もう1つ、このサポーターの養成講座ということで、今まで認知症のサポーター養成講座なんかも行われてきて、統計を見ると、累計で302人が登録されています。各新聞なんかを見ても、本当に小学生から、いろいろな地域に出かけていって、いろいろなところでやられている実態もあるのですが、地域で支えるということになったら、こういう人たちの養成講座なんかも非常に大事になってくるし、みんなの認識の中で、回数を増やすことによって、地域で支えるという点では、みんなの認識の中に組み込まれていくと思うのですが、そういう点で、先ほどいろいろな事業の見直しというか、反省なんかもあるのですが、そういう点でのやり直しというのを早急にやっていったらいいと思うのですが。

そのほかにも、いろいろな事業をやってられて、きましょ講座とか、先ほどの栄養訪問指導とか、様々なものをやられているのですが、これも利用の少ないものとかいろいろあるのですが、そういう点でも今ある制度というか、講座とか教室なんかをどのように充実させていくかで、非常に変わってくると思うのですが、そのところ

の見直しというか、今後に向けての取り組みの強化というのも、何か考えていたら。
よろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 包括でやっております予防事業の関係の教室等の活動
につきましては、担当の方で毎年、反省会をやりまして、毎年少しずつ事業内容とか
新規事業の取り組みを行っておりますが、議員のおっしゃるとおり、参加者が少ない
講座とか、やり方等をまだうまくできていないところもあるかと思えます。

今後はこれを、総合事業が始まるということではなくて、通年の課題として、毎年
今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今回、この新総合事業が始まるということで、特に強めてほし
いのですが。あと、先ほどこれから事業者などにも説明会を開いたり、また利用され
ている今回の法改正によって、変わってくることの説明などは、家族やその本人に向
けての説明予定というか、そういうのはあるのかどうか。

また事業者も、これから事業に加わってくれるかなんかの募集というか、説明会な
んかを開いていくと思うのですが、今後、どのようなスケジュールで関係者の方へや
っていくのかを、もしお考えがありましたら、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） まず利用者の皆様へのご説明ですが、一応、年内には
大体のサービス内容ですとか金額の部分、ご負担いただく負担額等が決定するかと思
いますので、決まり次第、年明け早々ぐらいを予定して今準備を進めております。

事業所につきましても同様に単価等が決定次第、早めに周知をさせていただいて、
できるだけ大勢の多くの事業所の皆様にご協力いただけるように対応したいというふ
うに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今度、4月からということで、今、準備が着々と進められてい
る段階だと思うのですが、やはり今まで国が見ていたものを各市町村に下ろしてくる
ということで、非常に市町村の役割というのが大きくなってくると思えます。

先ほど、答弁の中でいわれたように、その格差も、やり方でやられるところと、で

きないところの格差は非常に大きくなっていくと思いますが、そういう点で本当にボランティアの育成、ボランティアに任せてしまうのはいいとは思わないのですが、各ボランティアの育成とか、事業の見直しなんかでより多くの利用者が利用できるように、また、一次予防、二次予防、たくさんの計画がされているのですが、大勢の方がそこの教室の中に参加して、今の健康を保って介護保険を使わなくて済むというか、要介護に進まないようにするというのが、非常に大事だと思います。

この介護保険制度は、ちょうど16年前の平成12年から始まったのですが、初めは「家族介護から社会で支える介護へ」というスローガンを掲げて導入されましたが、実際には「保険あって介護なし」といわれてきました。

さらに、本当に山形村のように、いろいろな施設やいいお医者さんなんかがたくさんあると、大いに利用できるということで、医療費も上がっているのですが、結局は介護サービスがだんだん介護保険の方も立ち行かなくて、値上げがされてきます。そういう中で、本当に改悪も繰り返されて、介護保険だけでは在宅生活を維持できない状況は一層深刻になっています。

低所得層を中心に利用料の負担が大きくなって、サービスを受けたいけれども、料金が派生してくるので受けられないという例も出ています。私のところへの相談も、仕事やいろいろで施設に入りたいけれども、お金の工面ができないために、在宅での例がたくさん寄せられています。家族も仕事や介護疲れで大変な思いで生活しています。また、マスコミなんかを見ましても、事件なんかも起きています。村独自の介護利用者負担軽減や減免制度など、様々なサービスが落ちないように、希望するものです。

最後にもう一度、お聞きしたいのは、やはり国が改正、改悪してくることは大変なのですが、村としても4月に向けての計画の中で、やはり今のサービスが落ちないように、また、これからまた変えられるであろう要介護の人たちの介護度1の人たちも、今後、介護保険から外されるのではないかというのも、声も聞かれています。そういう点で、やはり村としても今のサービスを落とさないような努力もぜひして欲しいと思います。

4月に向けての準備もぜひ、教室とかいろいろな予防サービスも、今の段階から準備して欲しいと思いますが、最後にその点で強調したいことがあったらお願いして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 議員のおっしゃるとおり、担当としましても、今、要支援、介護保険だけではなくて、障がい者などいろいろな方、支援が必要な方がたくさんいらっしゃいます。そういう方、制度が変わるからといって、サービスを落とすようなことは許されないと思っていますので、説明をしっかりとしながら、今後も皆さん、住民の方が安心して暮らしていただけるように、仕事に励みたいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですね。

大池俊子議員。次に質問事項2「コミュニティスクールの発展・子育て支援について」を質問してください。

○1番（大池俊子君） それでは2番目の質問をします。「コミュニティスクールの発展・子育て支援について」です。

山形小学校を中心に、平成24年学校支援地域本部ができ、さらに昨年27年4月にはコミュニティスクールとして指定され、保護者、学校、地域が一体となって、地域とともにある学校として、発展してきています。

「山形村の未来を創造する一人材育成のための教育の考え方」が報告されていますが、その中で特に教育課程についてを中心に上げてみたいと思います。

そこで質問ですが、村の様々な機関や団体などが連携し、ネットワークを図っていくための具体案は何か考えていますか。

2つ目に、特に保育園や小中学校、またいろいろな団体も含めて、連携をとる計画もされていますが、これからの準備はどのようなスケジュールで行われていくのか。

3つ目に、今年も社協を中心に「たてべ子ども広場」や「いこいの広場」が夏休みに実施されています。それぞれ5日間で90人ぐらいが申し込まれて、40人前後が常に利用されていたということで、大勢の子どもたちが参加しています。

各区のあるコミュニティセンターを中心に、地域で支え合う子育て支援として広げるための計画をしてはどうでしょうか。ということで、1回目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 「コミュニティスクールの発展・子育て支援について」のご質問にお答えいたします。

ご質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私の方からお答え申し上げます。

まず1番目のご質問の「村の様々な機関や団体等が連携し、ネットワークを図る具
体案は」についてであります。まずは地域で育てたい子どもの姿、言いかえますと
地域で育てたい子どもの資質や能力について、村全体で共通認識を持つことが何より
大切と考えております。

現在、学校支援地域本部の活動をはじめ、子どもを軸にした様々な活動が、それぞ
れ個別に展開されていますが、地域で育てたい子どもの姿を1つにすることにより、
それぞれの活動が有機的につながってくると思われます。このことにより、個別の活
動主体相互の協働の機会が生まれ、ネットワーク化への第一歩へとつながっていくも
のと思われます。

ネットワーク化は体制を組織的に整えていくというのではなく、学校運営協議会
の協議等を通じ、地域として子どもたちの教育課題に対処する方法や、運営主体など
を検討していく過程で、様々な団体等々の連携、協働のあり方などが議論され、ネッ
トワーク化の動きが進んでいくものと思われます。

従いまして、具体的なネットワークの仕組みをつくり、その仕組みに当てはめて、
ネットワーク化の体制を整えていくということではなく、育てたい地域の子どもの姿
を明確にし、その具現化に向け、家庭、学校、地域が一緒になって活動する中で、ネ
ットワーク化が進んでいくものと考えております。学校運営協議会や学校支援地域本
部の活動を中心とし、個別活動から総合活動という連携の機運が盛り上がっていくも
のと思われます。

次に2番目のご質問の「保・小・中連携のための計画」についてであります。現
在も幼保小連絡会や小中連絡会を設け、計画的に会議や参観を行い、幼保小連携等を
進めてきています。今後はさらに、連携の効果を高めていくため、地域で育てたい子
どもの姿を共有した上で、保育園、小学校等の段階において、実現したい子どもの成
長について、保育園と小学校等との熟議による協議の場を設け、その結果を反映した
保育計画や教育計画の作成、計画に基づく実践活動の展開がされていくことが重要と
考えております。

育てたい子どもの姿を共有することにより、子どもの発達段階において備えておく
べき力の育成が、保育園から小学校、小学校から中学校へと連続的につないでいくこ
とができると思います。同じ目標に向かってつくられる保育計画や教育計画の関係が、
より意味のあるものとして位置づけられていくものと思われます。

特に保育園小学校の関係においては、小学校から見れば、保育園の活動を通じて備

えるべき子どもの力があり、その力の上に小学校での教育活動を展開していきたいと考えていると思います。また保育園においては、保育園で育ててきた子どもの力を、よりよく小学校段階で発展させ、さらに成長させていってほしいと願っていると思います。

このような思いや願いを保育園、小学校が共有し、それぞれの活動を関連づけて展開していくことが重要と思われれます。そのためには、育てたい子どもの姿を共有し、その実現を図るため、それぞれの発達段階における保育・教育活動の内容や課題を保育園・小学校等と一緒に考えて熟議の場が何より必要になってくると考えています。

次に3番目のご質問の「地域で支え合う子育て支援の計画」についてであります、教育行政関係としては、現時点で計画する考えは持っておりません。

子どもを取り巻く課題について把握し、保護者、学校、地域と一緒に協力を進めていくことができる場として、学校運営協議会があります。まずは学校運営協議会の中で課題を分析し、具体的な活動へとつなげていくことが望ましいと思われれます。なお、課題への取り組みを進めていく中で、総合的な見地から、ご質問の内容につきましても検討がされていくものと思われれます。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 2回目の質問をします。

これは実際に考え方として報告されたものなのですが、やはりこれを聞く中で、非常に大事なことだなというのを感じて、今回、質問に出したわけですが、子どもは生まれたときから18歳になるまで、一連の中でいろいろな情報を共有しながら、1人の人間として、育てていくのが必要なことだと私も感じている1人ですので、今回コミュニティスクールというのが学校中心に地域の人たちとともに、違う地域よりも、いち早く充実してきたということで、次の段階に期待をしたいところなので、質問させていただいたわけですが。

せっかくこれまでにやってこられて、発展して、またいろいろな問題も出されてくる中で、先ほど協議の場を持ちながらといわれたのですが、その時期というか、計画の中ではどのようにこれから具体的に立てられているのか。それがありませんでしたら、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 熟議の保小中の連携の関係でよろしいでしょうか。

まず、お答えの中でも申し上げましたとおり、村全体として、地域でどんな子どもを育てていくのか、なぜ育てるのか、なぜ教育するのかといった、こうなったらいいなという子どもの将来像を村全体で共有していくということが大切かと思っています。

現在も地域で育てたい子どもの姿としては、こういう姿が望ましいという考え方は2つほど出てはいるのですけれども、ただそれは個別の協議の中で、育てたい子どもの姿として表現をされているもので、まだまだ村全体の村民の皆様のお考えを集約した中での将来像にはなっていないと思います。

従いまして、私たちの地域の子どものが、地域の宝として、将来こういう姿になってほしいというものを村民みんなで考えてつくっていくということが、何より大切かと思っています。

その姿が明らかになってくると、それに向かって個別の施策が何のためにされているのか、中心になるものがあると、その政策同士がとても関連づけられて、わかりやすくなってきて、だからどこと一緒にあって、連携をしてやるのかといったことが、とてもわかりやすく位置づけられてくると思います。

そのために最初にやらなければいけないのは、やはり地域でどんな子どもを育てるのか。どんなふうに入材育成を図っていくのかという、あるべき姿を決めていくということが必要かと思っています。

ではそのために具体的にどんな手順でやるかというのですが、まずは、たたき台になるものをつくり上げていかなければと思うものですから、学校運営協議会や総合教育会議の中で、ある程度、将来、持ってもらいたい資質ですとか、発揮してもらいたい能力というのを整理して、第5次総合計画の後期計画が策定をされますので、その審議の中で、多分、教育部会等が設置されると思いますけれども、その中で決め出しをしていくのがいいかなと考えております。それが最初の作業になるかと思っています。

その決め出しが終わって、あるべき姿が共有できたとしたら、ではそれぞれの個別計画が今、何を目標として行われているのか。それぞれの個別計画ごとの関連性が非常に分かりやすくなって、それは結果として目指すべき子どもの姿の達成のための手段ということになりますので、総合的な計画の中で、それぞれが位置づけられて、それぞれが連携がされていくような進み方になるかと思っています。

あと、保小連携の中の熟議の場については、現在もそれぞれ参観等が行われて、その後、懇談等が行われているわけですが、よりこういう子どもを育てていくために、保育指針に基づいて、保育計画はどうあるべきかとか、小学校の段階において

は、保育計画でこういう子どもを発達段階に応じて育てていくという考えを基本に、小学校の段階でより発展させていくためにはどうあるべきかといった、お互いに計画の位置づけを十分認識した中で、どういうふうにしていったらいいのか、どうつなげるのか、どんなふうになってもらいたいのかということ話し合う機会、今でもやっています幼保小連絡会とか小中連絡会の中に、そういった場づくりをしていくということが、次の段階になるかなと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今、教育長が言われたように、当面、来年、先ほどの質問の中でも、第5次総合計画の中で教育の問題をまた、保育園や子どもの問題なんかが入れられてくると思うのですが、そこへまずは期待をしていってもいいのかなと思います。

それから、先ほど、保育園、小学校、中学校、連携で、今、一緒にやられていると思うのですが、そういう中で今言われた、話し合いの機会もぜひ設けてほしいと思うのですが、毎月子育て支援課と小学校のところでやったりしていると思うのですが、その中へ、その話し合いの場を早急にというか、早い段階で入れるというのはできないものかどうかはどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 今、特に子育て支援課の関係と一緒に、子育て巡回相談というのを頻繁に行っています。この相談につきましては、個別な対応というような状況になっておりますので、この子育て巡回相談をそのまま熟議の場に移行するということは、ちょっと不可能だと思いますけれども、現在やっています幼保小連絡会をより拡充する形で、お互いに話をする場面というのは、設定することができると思います。

ただ、今年度につきましては、既に1回が終わっておりまして、この後、2回計画がされているわけですが、ここの2回の中では、すぐに協議の場の時間設定をすることができないものですから、次年度への課題としてというか、次年度へ反映するというので、幼保小連絡会の中にしっかり位置づけをしていきたいと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 次年度に向けてということで、総合計画とも合わせて、ぜひいい方向につなげていってほしいと思います。

社協中心に「子ども広場」が行われたと言いましたけれど、非常に大盛況で、両方ともいっぱいの状況であったものですから、これを各地域との連携、公民館とか各地

域との連携ということで、この子育てを区の方へ、分館の方へ持ちかけていって、そういうところでも「子ども広場」的に、または今、貧困塾という本当に貧しい子どもたちが、なかなか勉強ができないということで、あちこちで始めているのですが、そういうのも含めて、すべての子どもたちに広げていかれたらなというのを思いながら、この項を出したわけですが、今後の発展になってくると思うのですが、そういう点ではどうでしょうか。

1つ例として、茅野市に「パートナーシップのまちづくり」ということで、市全体が取り上げていて、特に「子どもの家庭応援支援計画」ということで「どんぐりプラン」というのがあって、各地区でやはり「子ども広場」的に始めて、もうずっと長くなっていて、第2期への2次計画というのが、8年が周期でやられています。

そういう中で、やはり村というか、公民館、そこは市でお金を出して、各地区へ戻って、どういうふうに運営していくかというのを、またうんと練ってやっているようなのですが、そういう点で、やはり地域の力も借りて、村中で子育てをするという観点から見たら、そういうところへも発展させて、村として子育てに責任を持つ形で、各地域の力も借りてやっていくという計画も、今後希望として、やっていってほしいと思うのですが、コミュニティスクールの発展の中で、そういう点も、ぜひ組み入れて考えていってほしいと思いますけれども、そういう希望を言いまして、最後、そういう点でどうかということで答弁いただけましたら、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） とても大切なことだなと思います。ただ各地区、地区というか各区で、例えば「子ども広場」のような事業展開ができれば本当にいいのですが、ただ、今、子どもを取り巻く課題は何かといったときに、1つは居場所の問題があると思います。放課後をどう過ごすかというのと、それから土曜日をどう過ごすのか。それから、豊かな体験や経験をどう得られるかといった課題が見えると思います。

そういった課題というのは、とても長期的に、また継続的に対応していかなければいけないことになるものですから、まずは子どもたちの本当の今の課題を押さえて、その上に社協でやっているような体験活動や学習活動が展開できるのが一番いいと思うのですが、まずすぐ各区というわけではなくて、村全体として解決していかなければいけない課題に対応する中で、もう少し広がりを持って、それではもう少し小さい範囲で子どもたちに豊かな体験活動を計画的に行っていくという考え方につながっていけばとてもいいなと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 最後の最後なのですが。やはり教育長が言われるように、今の課題を洗い出すことによって今後どうするかというのが見えてくると思っていますので、このコミュニティスクールが非常にいい起爆剤、今やっていることがいい経験、また教訓になって発展していくことを望み、また中学の方でも、信州型コミュニティスクールというふうに発展していく中で、さらに充実、それぞれが連携しながら、いい方向に、また今ある問題点も解決できるということを望み、また期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 竹野入恒夫君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位6番、竹野入議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項1「環境整備について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

（10番 竹野入恒夫君 登壇）

○10番（竹野入恒夫君） 10番、竹野入恒夫です。

百瀬村長が「日本一明るい元気な村づくり」のスローガンを掲げて、村政の経営に携わり3年6カ月が経ちました。果たしてスローガンどおりの村に発展したかどうか疑問です。

「じゃんずら」の花火の縮小等、言葉がよくありません。元気の後退です。

山形村の村内を見ても、合併をして置き去りにされた旧村・廃村寸前の村のように至るところに雑草が茂っています。特に県道、村道の歩道の縁石の周辺の雑草が目立ちます。百瀬村長が就任してから、特に目立つようになりました。課長会議や80人の職人からの提言・行動がないまま、秋を迎えようとしています。

山形村の最大のイベント「じゃんずらの花火大会」を、帰省客や村外からも花火を見ようとして訪れる人たちに、花火を提供する村として「おもてなし」の心が見当たりません。

そこでお聞きします。私は今回、大きな項目で3つの質問をさせていただきます。その1は「環境整備について」。

1、県道・村道の縁石周辺の雑草退治はどうするのか。

Ⅱ、役場周辺の縁石や土手もやっと除草剤が散布されました。しかし、駐車場のアスファルトの継ぎ目、役場信号機東側の側溝等の雑草退治はいつするのか。

Ⅲ、小学校の正門の車どめ周辺や緑地帯の雑草、小学校東公衆トイレの入り口が雑草で狭くなっている。これらの雑草退治はいつするのか。

Ⅳ、小学校入り口信号（記念碑前）の植え込み内の雑草・植え込みの剪定は、春先にはシルバー人材センターで整備しているのを見ましたが、今はそのままになっています。上記の雑草退治は、お客様を迎える前に「おもてなし」の心でできなかったのか。

Ⅴ、鉢盛中学校入口、上大池の信号の緑地帯やアイシティ裏の県道バイパスの花壇用地をどのように活用するのか。今は雑草が生い茂っています。

Ⅵ、8月9日に通学路の安全点検が行われました。細部にわたって点検したのか疑問です。歩道の雑草・縁石周辺雑草・アスファルトの継ぎ目・上大池の企業の土手からはみ出している雑草の刈り取りの指導など。

Ⅶ、アレチウリが山間部や山里だけではなく、各家庭の屋敷にも繁殖し始めています。個人宅のアレチウリの排除指導はどのように行っているのか。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 質問順位6番、竹野入恒夫議員の質問事項1番「環境整備について」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「県道・村道の縁石周辺の雑草退治」についてであります。村道の縁石周辺の除草につきましては、歩道のある村道3路線とグリーンロードの一部のほか、4月の終わりと6月中旬に除草剤の散布と草刈りを行っており、除草剤散布路線、草刈り実施路線の延長は、村道分が4.4キロメートル、また、県道につきましては、建設事務所で対応が追いつかないこともありまして、村道の除草作業時に合わせて、歩道設置箇所を中心に3路線、6.6キロメートルの区間の中で実施しました。

7月終わりから8月にかけての除草作業が、今年は実施できませんでしたが、9月には実施する予定であり、県道の歩道部分については、建設事務所に除草の依頼を行っており、先日、9月中に実施するという報告をいただいています。

次に2番目のご質問の「駐車場のアスファルトの継ぎ目・役場信号機東側の側溝内除草退治」、3番目のご質問の「小学校の正門の車止め周辺や緑地地帯の雑草、小学校東公衆トイレの入り口の雑草退治」。4番目のご質問の「小学校入口信号の植え込み内の雑草、植え込みの剪定」についてであります。現在、主だった建物の所在する公共施設については、5月・8月・10月の年3回、各課単位で除草場所の区分けをし、時間外に職員で除草を行っています。

また、公園の除草は年3回、小学校信号機前の植え込みの刈り込みについては年2回、シルバー人材センターと業者に委託しております。

順次、対応しておりますが、管理する場所が非常に多く、また本年は特に春先から気温が高く、雑草の成長も早いため、すべての場所を常に草のない状態にしておくことがなかなか難しいのが現状であります。

通常業務を行いながらの職員対応にも限界がありますので、今後は必要に応じて委託業務を増やすことも視野に入れて、対応をしたいと考えています。

次に、5番目のご質問の「鉢盛中学校入口の上大池の信号の緑地帯やアイシティ裏の県道バイパスの花壇用地の活用」についてであります。横手ヶ崎信号機の歩行者用信号機横にあります緑地帯につきましては、以前より管理になかなか手が回らないために、防草シートを敷いて管理をしてきましたが、防草シートの劣化も見られますので、シートの張りかえで対応を考えたいと思います。

県道バイパス花壇用地につきましては、本来街路樹を植栽する目的の箇所です。現在は何も植えられていない状態ですが、建設事務所に確認したところ、当時の経過は不明とのことでした。

活用につきましては、村としましては今のところ考えておりません。

次に6番目のご質問の「通学路の安全点検」についてであります。雑草の状況までは点検の内容としませんでした。今回の通学路の安全点検については、山形小学校、鉢盛中学校を通じて提出された危険箇所、危険内容及び交通安全施設等について点検を行いました。

なお、保護者等の考えを取りまとめ、各学校から提出された今回の点検箇所の中には、雑草の状況について指摘する内容がありませんでしたが、雑草の状況も含め、通学路の安全点検をすることが必要と思われる場合は、山形村通学路安全推進会議に諮り、雑草の状況も点検の視野に入れながら、安全点検を行っていきたいと考えています。

次に7番目のご質問の「個人宅のアレチウリの排除指導」についてであります、村では例年、村民の皆さんを対象に「アレチウリの駆除研修会」を実施しています。村会議員、農業委員、各区の環境整備委員の皆さんにご協力をいただいておりますが、一般村民の参加がなかなかありませんので、特定外来植物であるアレチウリに対する認識を高めることが必要と考えています。

そのため、広報にアレチウリの写真を掲載したり、YCSの静止画で研修会の案内をするなど、周知を図っているところです。

繁茂が目立つ個人宅については、村民の皆さんからの情報等により、区と相談したり、個別に駆除の依頼をする対応をしています。

以上、1回目の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 一番聞きたかった「おもてなし」ですよ。その心が全然ないということを私に言われて、村長はどのように感じているのか。職員数がこれだけいたりして、みんな毎日通っている道ですよ。そこがこんなふうになっていて、じゃんずらのときに、人を迎えるのにこんな状態でよかったのか、それを、職員には「おもてなし」の心というものがないのかどうか、その辺のことと。

塩尻市ではこの11日に「塩尻ぶどうの郷ロードレース」が開催されます。「おもてなし」の気持ちで道路の雑草が退治されて、袋に入れてすごいものです。また、安曇野市では、主要な道路の路肩には、各企業が一定の場所を決めて、花を咲かせて、同じ花ですが、ずっと企業で、企業、常会とか、そういうところで管理している場所があるわけですよ。そのようなことも全然アイデアとして出てこないし、その辺がちよっとおかしいのではないかと考えています。

それとⅠ、Ⅱ、Ⅲの問題につきましては、ここで県とか、早急に対応していただきまして、ありがとうございます。しかし、小学校の正門はまだきれいになっていません。この間も小学校で何かの催しが開催されたようですが、あのような状態で開かれたこと自体に疑問です。正門は学校の顔ですよ。一日も早く雑草の処理をしていただきたいと思います。

それと、NTTから信毎の専売所の県道の路肩の雑草は、田んぼの所有者等が自主的に草刈りをしてきていますが、保育園の畑の横だけがきれいになっておりません。所有者がいないところです。また、保育園の畑の柵で囲った部分も、今、すごい雑草になっています。今後どのように対処するのか。教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 私の方から。「おもてなし」の気持ちにつきましては、竹野入議員から非常にいいご意見をいただきまして、そう言われるとおりのことがございます。確かに山形村として外から来る人たちに対してのいい気持ち、いい環境、好感度というか、山形村はいいところだということを思ってもらうためには、そういうところが目立っていたというようなことは確かにございます。

これは、各担当を含めまして、仕事のあり方というな形で進め方は考えていかなければいけないことかなと思って、肝に銘じておりますので、よろしく申し上げます。

進め方については担当の方に。

○議長（平沢恒雄君） 宮沢保育園長。

○保育園長（宮沢寛徳君） 今、ご指摘のありました保育園の県道沿いの畑のフェンス前につきましては、7月に一度、除草を行いましたけれども、また大きくなってしまっていると思います。ご指摘のとおりですので、早急に対応したいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 先ほどの村長の話だと、年3回ぐらい除草剤をまいているという話でしたが、本当にまいているのですか。まいていけば、これだけの雑草は生えないと思います。一時は、本当にまいているのを見たりしていて、実際に、雑草は枯れてきれいになりました。

やはりこれ、県道の縁石はやはり県に頼むと村長は言いますけれど、路肩の管理とかそういうのは、県に頼るのではなくて、やはり村で管理していかなければいけないと思います。村といってもうちの村なんかはこれだけの狭い村ですので、管理さえ徹底すれば、うんときれいになると思うし、役場前の縁石の前ところに土がたまっているのですよね。その土を撤去しないと、除草剤をまいただけでなく、土の撤去ということも考えておかないといけないと思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 簗町建設課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） ご指摘のとおり、歩道の部分に畑からの土砂がたまっている場所を確認してございます。それにつきましては、職員の方で何とか対応して、除去、撤去を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 松本市は9月4日に防災と環境整備を行いました。私の会社が公園西にあるのですが、環境整備を行っていただいて、道路のアスファルトの切れ目に生えている雑草を1本1本引き抜いて、本当にきれいになりました。このように区や連絡班の力を借りれば、きれいになります。9月25日、環境整備に協力依頼ができないのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 9月25日、秋の環境づくりということで、4月のときにも各区長さんをお願いをいたしまして、そこまでできるかといえば、今すぐには申し上げられませんけれども、また住民課サイドの方で、そこもできるのかどうか、内部でまた検討してみたいと思います。

それから、先ほど小学校の正門前のことも出たのですけれども、以前は校長先生が草刈り機を持ってやっていただいておりますので、私もそういうのを見たのですけれども、学校の範囲であれば、学校の方で担当の臨時でお願いしている方もおりますので、その辺の対応をしていただければというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 上大池の淀の内の団地の前の信号のところに、土がかなり集められているわけですが、こんなたまっている状態にしておいて、道路パトロールの時点でこういうものは対処できなかったのかどうか、お願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 簗町建設水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） 申しわけありません。道路パトロールの主眼が事故のないようにということで、路面の補修の方に重きを置いて見ていましたので、これからはそういうところも注意して見ていきたいと思っております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 雑草処理ということは大変時間がかかることなのですが、決まって、私もN T Tから四ッ谷上常会の歩道の除草を年3回行っています。そうするとほとんど今、山形村でも出ていない状態ですので。山形村をきれいにするという心ができますので、ぜひ村も除草剤をまいて、管理していただきたいと思いますが、効かないようなものをまいてもしょうがないので、どうなのですか？ その辺は。

○議長（平沢恒雄君） 簗町建設課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） その場所に私がいたわけではございませんけれども、考えられるのは、除草剤をまいた後にすぐ雨が降ってしまった場合とか、それとか、

除草剤のつくり方、これも関係してくると思いますので、そこら辺は徹底していきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） アイシティの裏の件と鉢盛中学のところは、シートを貼り直すということでいいのですが、バイパスといっても結構あの道は通る道なので、ひどくなっているのも特に目立つわけですが、やはり村で何か何かを提供して、各企業にやらせるとか、そのような手はないのですか？

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 私が以前課長をやっていたときには、このバイパスのところはサツキが植わっていたのですけれども、全然、県の方で出さないということで、私も自らサツキをぬかさせていただいたということで、それから数年経っているかと思えます。その後は何もしていないということです。

いずれにしても、所管は県でございますので、県でできなければ村ということになるかと思えます。せつかくある縁石ですので、何とか考えてみたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり外れとはいえ、山形の敷地内ですので、ぜひ対処をお願いします。

それと、6番目の8月9日の通学路の点検の件ですが。通学路の点検はどのように行われたのか、実際に歩いてみるとか、自転車で通行してみるとかされたのかどうかお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 各小中学校から出された危険箇所を、そのポイントで降りて危険とされた内容を確認したということで、通学路すべてを歩いて点検をしたということではございません。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 一度は子どもの視点に立って、全員とはいいませんが、そういうのを見てもらいたいと思うのですが、どうでしょう。それはできないのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 通学路の安全点検推進会議の中では、時間的な余裕がないも

のですから、メンバーでやることはできないと思いますので、いずれにしても今回の危険箇所の把握にあたっては、児童・生徒が普段通学をしているのに危険と思われるところを学校から集約をしていただいて、今回点検をするということで行いました。

実際に自分たちはその場所でしか確認をしておりませんので、道路全体の状況ですとか、そこまではすべて見ていないものですから、また、推進会議の方で、出されたご意見を出しまして、今後の検討としていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） この質問書をつくって10日ぐらいになるのですが、上大池の企業の土手の草がそのままになっていますが、指導はしたのですか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） していません。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 事故が起きてからでは遅いので、どうしてしないのですか？

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） カーブのところに出ている草だと思うのですが、特に議員さんにご指摘していただいた以降も特に学校等から雑草による危険ということを知っていませんでした。今回ご質問していただいているわけですが、特に除草についての指導ということは行いませんでした。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今日も行ってみたのですが、実際に雨が降っているし、草が垂れている状態ですので、ぜひ、企業ができないのだったら村でやるようなつもりでやってもらいたいと思うのですが、どうですか？

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 確認してまいります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） アレチウリの問題ですが、先日も市民タイムスの報道で商工会の人たちがアレチウリの駆除に汗をかいたと報道されました。しかし、各家庭の屋敷にも繁殖してきているアレチウリの駆除が一向に進展していませんが、レッドカードのようなものを役場に出せないものではないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 先ほどの村長の答弁にもございましたけれども、こちら

でまた一般の村民の皆さんに周知をするというところの力が不足していて、個人の住宅でも、そういった状況が起きているかと思われます。

環境基本計画等にもありますけれども、本当に自分の地元を愛し、暮らしやすい環境にしていくということで、個人個人の皆さんに自主的に取り組んでいただくということが重要かと考えておりますので、今ご指摘のありましたレッドカード等は考えてはおりません。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） この問題についても、上竹田のあるお宅ですが、私も写真を添付して、住民課に提出してあります。その後、一向に処理ができていない。アレチウリを退治していかないと周辺に広がります。実際その家から数百メートル離れたところでもかなり発生してきているわけですので。

その辺のことを毎年、住民課に行って相談をしても、そのままになって、その家をそのままにしてあります。区に相談しても、やはり役場でやらしてもらわなければ困るような話をしますので、ぜひ役場として対処できないです？

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） お話のあったお宅につきましては、当事者の方とお話をさせていただきまして、種がこぼれる前にぜひ駆除をお願いしたいということで、お願いはしてまいりましたけれども、おっしゃるとおり、日ごろのお仕事が忙しいかげんもあるかとは思いますが、まだ現状が変わっていないというところも確認はしております。またぜひ、種がこぼれる前に、駆除の方をお願いしてまいりたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり種がこぼれてからでは遅いので、ぜひそのことを徹底してやるようにしてもらいたいし、まだそのほかにも生えている屋敷がありますので、ぜひ村のチェックをお願いしたいと思います。それとか、そういう情報をもらうとか、そんなような体制をとっていただきたいと思います。以上です。いいです。

○議長（平沢恒雄君） 要望でよろしいですね。

竹野入恒夫議員、次に質問事項2「山の日について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） その2は「山の日について」。2016年8月11日、初めて国民の祝日「山の日」が制定され、施行されました。「山に親しむ機会を得て、

山の恩恵に感謝する」ことを趣旨としています。そこでお聞きします。

I、なぜ山形村は、8月7日を「村の山の日」に制定したのか。

II、国民の祝日「山の日」8月11日の同時開催では、いけなかったのか。

III、意義・効果はあったのか。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、質問事項2番「山の日について」のご質問にお答えをします。

まず1番目のご質問の「8月7日を『村の山の日』に制定したのか」についてであります。特に制定はしておりません。イベントに最適な日を検討したということで8月7日がベストだったために、この日にトレッキングイベントを開催しました。

次に2番目のご質問の「国民の祝日『山の日』8月11日の同日開催」についてであります。8月11日は上高地で開催されました第1回の「山の日」の記念全国大会でありましたが、私の出席予定がありましたので、別の日にさせていただきました。

次の3番目の質問の「意義・効果」についてであります。幅広い年齢層の方に一番身近な山に触れていただき、「山の日」の趣旨に沿ったイベントになったと思っております。

来年以降も継続して開催し、より多くの方に親しんでいただければと考えております。

以上、1回目の質問の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 参加者は何人で、どのような人たちが参加したのか、本当に村民に対しての行事だったのかどうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 全部で出席者が37名というようなことで、担当から聞いております。それから、いろいろな年齢層、男女とも参加したようではございますけれども、それぞれのいろいろなご都合で、村の方も急に8月7日にやるというような計画を立てたものですから、なかなか人も集まらなかったというようなことでありまして、今後どんなようなやり方がいいのか、また考えて、より多くの方に参加していただければ

と考えております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 37名のうち、純粹なる村民は何人なのか。議員とか職員とかを抜かして。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） すみません。そこは把握しておりません。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今、村長の話の中で、非常に有意義ないい計画だったという話を聞いたのですが、それで実際、できたのですか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） たしか37名のうち、7名は職員だったと思います。それから村外の方も2人ぐらいでしたか、私も人数的なことは覚えていませんけれども。おおかた村民の方でしたので。

ちょうど天候もよくて、遊歩道から、展望台から槍も見えましたし、てっぺんは以前、ベンチもつくっていただきましたので。議員さんも中には3人ですか、おられましたけれども、参加された方は有意義だったかなと、私も参加しましたけれども、違う方もおりましたので、いつも同じ顔ぶれではございませんでしたので、その点ではよかったかなと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） この事業を始める前に、山形村に山形村民登山の会とか、山歩きの会とか、2団体あるわけですが、そういうようなところにも相談はしたのですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） その点については相談しなかったと思います。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今後これをどのようにしていくのです？ 村長のただ思いつきでやったようにしか思えませんが。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 村長の答弁でありますけれども、来年度以降も継続していきたいというような答弁をさせていただいたと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） また8月にこういう日を設けてやるのですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今年度は「山の日」の1回目ということで、村としても取り組みましたし、今後も清水高原というか、あの一帯もある程度、少しでも多くの方に見ていただきたいというような趣旨もありますので、来年度以降も、方法等をまた研究しながら、少しでも多くの方が参加できるような日とかを考えた中で、継続していきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

○10番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（平沢恒雄君） それでは、竹野入恒夫議員、「新入職員について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） その3は「新入職員について」。

新入職員をどのように村民にアピールしてるのか。

Ⅱ、村外の職員も増えています。就職して5年ぐらいは、村の地理も地区の事情もわからないと思うが、どのように指導しているのか。

以上を質問します。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 質問事項3番「新入職員について」の質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「新入職員の村民へのアピール」についてであります。今のところ、特に新規職員に限定してそのような機会を設けているわけではありませんが、いうまでもなく、新人もベテランも、一人ひとりが行政に欠くことができない大切な業務を担当しているわけでありますので、与えられた職務の遂行を通じて、それぞれが自らの考えや意見を村民の皆さんと交わすことができるように、管理職や先輩職員ともども、努力をしてまいらせたいと思っております。

次に2番目の質問の「村の地理や地区の実情などの職員への指導」についてであります。小さい村ですので、職員は1つの業務を専門に行うことではなく、兼務や課内で協力体制をとりながら、いくつもの仕事をこなしております。

村外から通勤する者も、そうした中で徐々に村の地理や人を覚えて、確実に職員と

して幅を広げています。

今後、本人の努力はもちろんですが、先輩からの助言を生かしながら、自分で体験し、経験を積むことや、わからないことにも積極的に挑戦をしていくことを指導してまいりたいと思います。

以上で1回目の質問の答弁とします。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 昨年は7人、今年は6人の新規の方が採用されました。これだけの多くの方が採用されますと、私たち議員も職員の方がよくわかりません。

それをお願いですが、4月の議会で議員に紹介とか、また4月の区長会、農業委員会等で、この人たちの紹介等ができないものでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 村民の方に少しでも職員の顔とか名前とかを覚えていただく非常にいい機会ですので、そんなような、こういうことをやったらどうだというようなご提言等がありましたら、ぜひ寄せていただきたいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 議会の方でやっています議会と区の三役の懇談会、JA、農業委員会の懇談会等があるわけですが、こういうことにも参加していくと、村の今の現状等がわかるわけですが、こういうところに参加できないですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 職員の研修につきましては、6月の定例会の一般質問の際にも、何人かの議員さんからいろいろご提言をいただいた中でございますけれども、やはり職員それぞれの課の中で担当等がありますので、時間が空いた職員について、もし研修会等の中で有意義なものについては、一緒に参加した中で、どんなような雰囲気かというのも味わわせる機会があれば、参加させていくような格好で考えていきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 山形村の最大のイベント、村民運動会ですが、その席で紹介のようなものはできないですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 村民運動会という趣旨からいって、それが適当かどうかは疑問であります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） わかりました。それでは、そばまつりのイベント等に村の顔が見えてこないわけですが、まず新人からでもそういうところへ入ってもらって、顔を売るといようなことはできないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） そばまつりにつきましても、休日のようなことがありますて、職員いろいろ都合があるわけですけれども、職員で協力できる職員については募った中で、そばまつりにも協力させていただいております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 以前と比べて、役場の職員の顔が見えないのですよね。そばまつりにしても、何にしても、行事をやっても。やはりその辺の、家庭があるからと言われればそれまでですけれども、村をよくしていくには、やはり村の職員も先頭に立っていかなければいけないので、ぜひ新人のうちからそういう教育をお願いしたいと思いますが、そんな考えは村長はありませんか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かに新人を村民の皆さんに顔を知っていただくということは、大事なことだと思っております。今言われましたようなことをよく理解、考え、検討させていただきました。いい機会を通じて紹介をしていく、また、担当の課においては、積極的に出ていただくというような形での対応はしていきたいと思っております。以上、答弁とします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、竹野入議員、よろしいですね。

○10番（竹野入恒夫君） はい。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（平沢恒雄君） それでは次に質問順位7番、上条浩堂議員の質問を行います。上条浩堂議員、質問事項1「ふるさと納税企業版について」を質問してください。上条浩堂議員。

（2番 上条浩堂君 登壇）

○2番（上条浩堂君） 本日の予定された最終質問、議席2番、上条浩堂が行います。

「ふるさと納税企業版について」お聞きします。

個人向けが人気を集める「ふるさと納税制度」の企業版が、今年4月に地方再生法を改正し始まりました。企業が自治体に寄附すると、税負担が軽くなる仕組みで、自治体が計画した地域再生事業が寄附の対象となり、内閣府は手始めに87自治体の102事業を、先月8月、初認定いたしました。

個人向けとの違いは、返礼品がないことと、各自治体が申請した事業の中から対象を認定することです。今回初認定された事業の内訳ですが、地域事業振興・人材育成関連が74事業で最も多く、以下、移住・定住促進関連が12事業、働き方改革が6事業、まちづくりが10事業でした。

企業は自治体からの直接的な見返りはないものの、イメージアップ効果が期待できると同時に、最大約6割まで納税額を減額できるものであります。

政府は今年度中に事業を追加認定する予定でだそうです。財源が限られている本村の現状を見るにつけ、乗り遅れはしましたが、今後の追加認定に向け、本村も地方創生総合戦略の見直しも含め、研究すべきものと考えますが、当局の見解をお伺いするものであります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 質問順位7番、上条浩堂議員の質問事項1「ふるさと納税企業版について」のご質問にお答えをします。

自治体が推進する地域再生事業へ、民間企業が寄附で応援する制度と理解をしています。

企業は寄附によって法人住民税などの税額が控除され、税制面で優遇されるほか、「地域を応援する企業」という社会貢献のイメージアップにもつながります。

企業版ふるさと納税を行う場合は、内閣府による地域再生計画の審査があるなど、国への手続と承認が必要と聞いています。

補助金や一般財源以外の新たな財源と考え、検討・研究しながら、山形村の地域再生事業に賛同してくれる企業がたくさん申し出ていただけるような、魅力のある計画をつくり、PRしていきたいと考えております。

これで1回目の答弁とします。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） ただいまの村長答弁、ふるさと納税企業版を認識はしているとは言いましたが、当然、村に対しても内閣からこの呼びかけがあったはずだと自分はそう思うのだけれども、それに対してアクションを起こしたのか起こさなかったのか、研究しようと思ったのかしようと思わなかったのか。そこをお伺いします。

○議長（平沢恒雄君） 答弁願います。

住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） このふるさと納税の企業版につきましては、内閣府の方から村の方にもきておりまして、村の職員の方でプリントアウトしたものを研究したわけですが、現在、第1次ということで全国で102事業ですか、初認定されたということでありまして、長野県内でも3つの自治体ですか、一応その中に入っているわけございまして、村の方でもすぐというわけで、何かいい事業というか、そこら辺があるかということでいろいろ考えたのですけれども、すぐに思い浮かばなかったというのが正直なところでありまして、今後、いい事業というものを計画準備をした中で、国と企業の皆様とご相談した中で、いい事業をぜひつくっていきたくと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 総務課長答弁にあったとおりに、長野県下でも駒ヶ根市が高齢者、女性も歩きやすい登山道の整備、これが認定されています。そんなに難しい事業は、これを見るとそんなにあるわけではない。例えば、特産のそばを使った新商品の開発、これも認定されている。

だったら、午前中から再三出ている長芋レシピ事業、何でこういうのを認定事業に登録しようと思わなかったのか、その辺の方がむしろ不思議。やる気があるのか、ないのか。その辺の方が疑ってしまうのだけれども、村長見解を聞かせてください。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） ふるさと納税企業版ということで、企業の方をお願いする、企業からお願いしてもらおうという、そういうような扱いでの考えで、進めてありませんけれども、実際に山形村もこの事業ではなくて、具体的に大口でふるさと納税というか村に納税してもらったり、また車をいただき、応援してもらったということもありますので、こういった自治体に申請をしてではないですけれども、ふるさと納税については受け入れているような形がありました。

また先ほど言われました長芋レシピの研究等につきましては、長野県の事業をいただいたり、また長野経済研究所が国の方から予算をとってまいりました企業のお金をいただいたりというような形での対応はとらせておりますが、実際にこの事業に対してはやっていなかったのは事実であります。でも、活用してやっていくことはこれらの研究課題かと思っております。

今言われたみたいに、3つの事業は非常に、やり方によってはいい事業だなと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 村長も先ほど答弁で言ったとおり、これはまず政府の事業認定、これが第一で、認定をされても、それに賛同する企業があらわれなければ、これは成立しない。事実、そういう自治体もままあるようなのですけれども。

ここで一例を申し上げますけれども、皆さんよくご存じの北海道に夕張市というのがありますよね。これは財政破綻で超有名になってしまったあの夕張市。ここが人口減に対応するため、児童館や図書館を集約した施設を整備するため、総事業費約12億円のうち、北海道で創業したニトリ、あの家具で有名なニトリですね、ここが4年間で約5億円の寄附をする予定だと、このように伺っております。

また、もう一例。鳥取県の江府町というのがあるのですが、ここはそばの生産や商品開発などの事業、約3,900万円を使って、町内に、たまたまですけれども、清涼飲料工場を持つサントリーグループが一部を寄附する。ここの担当の方の話は、町の税収が年間約7億と限られている中で、本当に大変ありがたい納税の仕組みだと、このように言っております。

こういう有効な活用をなぜ考えなかったか、非常に疑問に思うのですけれども、これは今後につなげる山形村の元気のためにも、早急に取り組んでいただきたい。このように思いますが、もう一度、お考えをお示してください。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 山形村のこういったいろいろな事業に対して、企業にたくさんのお応援をしていただくことは大変うれしいこととございますけれども、そういうようないただける事業を考えていくということが先かと思っておりますが、これからの研究課題というか、これから考えていくことだと思っております。

○2番（上条浩堂君） 以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。次に質問事項2「村長に次期続投があるかを伺う」を質問してください。

上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） それでは次に「村長に次期続投があるかを伺う」の質問をいたします。

村長の残り任期が半年を切っております。この時期に正式に村長ご自身の口から引き続き続投の意思がおありかを表明いただきたいと思います。

その理由についてですが、なるべく早く進退を表明することにより、役場町内の来期に向けた方向も変わってくるのではないのでしょうか。ぎりぎりまで引き延ばしてしまいますと、全職員の気持ちも安定せず、結果、よい方向性は見出せなくなります。この際、進退表明なさることによって、全村民に対しても村長の意思伝達がなされ、全村が選挙に向け動き出すこととなります。

他の市町村の事例を見るにつけ、現職が進退表明を引き延ばしたために、様々な憶測が生まれたり、要らぬ混乱を招いたりしたことがままありました。

今のこのタイミングこそベストと思い、お伺いするものであります。

もちろん再出馬なさるのなら、当然のことながら、新ビジョン表明、いわゆる選挙公約発表、これを伴うことが最良ではありますが、それは今後折々の際に表明していけばよいことだと思います。

午前中の大月議員に対する村長答弁をお聞きしますと、来期への意欲は大いにありと推察いたしました。公式の場での意思表示をお伺いするものであります。よろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは質問事項2の「村長に次期続投があるか」との質問でございますが、私の意思は続投であります。現在の使命はあと1期残りの行政をきちんと仕上げ、それから後援会や村民の皆さんのご意見をお聞きして、今後の方針については、12月の議会定例会に申し上げたいと考えております。

現状では、先ほど大月議員の答弁でも申し上げたとおり、課題は山積みであります。ようやく行政の仕組みと首長の役割が見えてきたところであります。

日本一明るく元気な村づくりの道のりは、スタートしたばかりと言えるのではない

でしょうか。もう少し明確な道筋をつけたいと思います。

以上で第1回の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 聞きにくい質問にお答え願ひ、続投意思ありとお伺いしました。
ありがとうございます。

これまでの3年半過ぎた、この経過については、ほとんどは大月議員の答弁で村長は答弁していますので、それは結構です。

ただ、それ以外にお聞きしますが、最初に当選なさったときに村長が初登庁して職員を前にあいさつされた。その中に「民間感覚で明るい村にしたい」というのが1つありました。もう1つは政策に関しては計画実行評価改善、これを継続的に図る「PDCAサイクルの導入を検討したい」とあって、この2点、実際にどのようにされたか、どのように実行されたか。それをお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 民間感覚の実施につきましては、先ほど大月議員のときに答弁しました、仕事の内容は民間と行政とを比較して行動してきたことでありますので、それは私は実施をしてきたとっております。いずれについても対比をしながら、よい、ベストの方法を進めてきたつもりでございます。

また、PDCAにつきましては、首長になりまして、まず職員の一人ひとりと話をして進めていきたいということで、面接を毎年やるぞという計画に対して、昨年だけできませんでしたけれども、今年も全員と面接を行いました。

1年目のときに聞いたいろいろな意見と、今年の面接で聞いた意見は、かなり内容が変わってきております。非常に職員の意見が前向きで、私も元気をいただけるような面接になってきて、大変いいことだと思っております。

それは、今年の4月から始まりました業績評価の仕組みが回り始めたとは私は理解しています。職員の新人研修がありまして、私も講師で一昨年の新人の教育をいたしましたけれども、そのときには民間と行政との比較の話をし、PDCAは回すものだという話をしておりましたが、実際の教育資料を見ますと、みんなPDCAの教育を受けているのですね。皆さんたちはプラン・ドゥ・チェック・アクションのサイクルを回していくことを、みんな理解をしているのです。それを具体的に示して、その結果を評価して行動していることが見えないものですから、そういうふうに見られている

と思っておりますけれども。

実際に今回の業績評価の内容を見ますと、各課がやること、そして、各課長が部下にやらせること、その目標が一致をしてきていますので、これで目標が明確になったというふうに見て、みんな自分の目標についての思いを言ってくれたのだろうかというものが、今年の面接の結果です。そういった形での2点についての取り組みはしております。

民間との見方というのについての説明がちょっと不足していたかもしれませんけれども、民間はとにかく右肩上がりです。常に前に進むことだということなのですが、行政はやはり法を順守する、前年度を踏襲した仕事もしなければいけない。先ほど申し上げましたけれども、総合計画から実施計画から、それから年度計画というような仕組みが既にできておまして、それに従って、すべての計画が出て動いているということがありますので、何でも民間のようにどんどん右肩上がりに上がっていく、そういうようなことを求めてもいけない内容であることもよく承知をしております。

そういった関係で、両方の目途を見て、動かしてきたと理解をしていただきたいと思います。と思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） ありがとうございます。業績評価や新人研修の件、よくなされた。そこは評価しております。

それで最初の公約と言ったらいいのですか、百瀬村長の公約がちょっとわかりづらかった。村の総合計画と似通った面が多かったのと、やや具体性に欠けたという受け取り方もされてしまった。

そこで今後やはり、さっきどこかで出てきましたよね、2025年度問題。ここまで村長が続投なさるかどうか、これは別だけれども、方針を立てて村がそれに向かっていく、これは大事ですので、そういう骨太の力強い方針というのを選挙公約に盛り込んで、施政方針にも盛り込んでやっていったらいいのではないかと、自分はそう思うのです。

それで、少し話は変わりますが、我々村議の村の議会は、前回、無投票で終わってしまった。このことも踏まえて、村を挙げての選挙運動、これはやはり元気な村づくりにつながると、自分はそういうふうに確信しています。幸いというか、最近の新聞報道によりますと複数の擁立の動きありと、このようにございますので期待はしております。

村長が今後の続投の最後、行政仕上げ、その内容については、今日示してもらえなかったのですけれども、1つでも2つでもあればお聞きして、この質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 公約のお話につきましては、いいアドバイスをありがとうございました。

いずれにしましても、4年間の結果を踏まえてといいますと、実際に課題が明確になってきておりますので、ああいった課題を拾い上げて、公約の中に入れていったら、理解していただけるかなと思っております。

最初に第5次計画について、私は計画をしていなかったものですから、その内容については理解をしていなかったのですが、自分の公約を見ますと、それに似たような内容もあったものですから、最初からの数少ない公約でなくて、総合計画を実施すべきだということを、何度も議会で申し上げてまいりましたけれども、その結果を今日は申し上げることができましたので、それに基づいた公約の設定をしたいと思っております。

それから、村長選につきましては、やはり住民の皆さんが今までの私の成果を評価していただけることだし、また新しいチャレンジする方につきましては、それぞれの考え方があろうかと思いますが、やはり皆さんがしっかりとした形で、行政に関心を持って見ていくということは大事なことだと思っておりますので、そういう対応をとっていきたいというように思っております。

以上です。

○2番（上条浩堂君） 以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。よろしいですね。

以上で上条浩堂議員の質問は終了しました。

以上で本日の一般質問の日程はすべて終了しました。

◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） 本日は、これにて閉議し、散会といたします。

（午後 2時53分）
